

地方財政関係資料

平成15年11月27日
財 務 省 主 計 局

目 次

1. 国と地方の財政事情

国と地方の財政事情	1
国・地方の歳入歳出の関係図（平成13年度）	5
OECD諸国における租税負担率（対GDP比）の国際比較（2000年）	6
歳出総額に占める国税収入の割合（未定稿）	7
国、各都道府県及び政令指定都市の資産・負債の状況（平成13年度末）	8

II. 地方財政計画の改革

1. 地方財政計画の機能

地方交付税制度について	9
地方交付税法（抄）	10
平成15年度地方財政計画	11
マクロ（総体としての地方）についての財源保障（歳入歳出差額補てん）	12
近年の地方財政計画の歳出規模と地方交付税の関係	13
地方交付税等（平成15年度）	14
地方財政計画の問題点＝財源保障機能の問題点	15
都道府県別財政調整の状況	16
一般財源の人口1人当たり額の状況（13年度）	17
各国の財政調整状況	18
日英の地方財政制度比較	19
我が国と各国の主要税目の自治体間税率格差	20
各国の主要税目の自治体間税率格差	21
地方公共団体の超過課税の状況（主な税目）	22
平成15年度恒久的な減税に係る補てん措置	23

2. 地方歳出の増加

国と地方の歳出の推移（当初ベース）	24
国と地方の一般歳出の伸び（59年度＝100）	25
国の一般歳出（当初）と地財計画の単独事業（一般行政経費・投資的経費）の推移（59年度＝100）	26
地方単独事業と国の公共事業関係費の伸び（59年度＝100）	27
交付税と一般歳出の比率の推移	28
平成15年度一般会計歳出予算の内訳等	29

昭和49年度（特例公債発行直前）と平成13年度の国税収入と歳出構造（対国民所得比 一般会計）	30
昭和49年度と平成13年度の地方税収入等と歳出構造（対国民所得比 普通会計の純計額）	31
国の一般会計歳出・一般歳出と地方交付税（一般会計・特別会計）の推移	32
地方交付税（一般会計・特別会計）と特別会計借入金金の推移（当初）	33
地方交付税率の推移	34
都道府県・市町村予算総額と地方交付税の伸び（59年度＝100）	35
都道府県・市町村予算総額に占める地方交付税の割合の推移（59年度＝100）	36
都道府県・市町村予算総額と地方交付税（及び臨時財政対策債）の伸び（59年度＝100）名目GDPと地方歳出の伸び（59年度＝100）	37
3. 地方財政計画の見直し	
地方財政計画をめぐる当面の対応のポイント	38
地方財政計画の各費目の概要	39
地方財政計画の各費目の見直しについて	40
投資単位の決算と計画の乖離額の推移	41
一般行政経費と投資単位の計画と決算の比較	42
投資的経費（単独事業）の計画と決算	43
一般行政経費単独と投資的経費単独の計画と実績の関係	44
新規補助事業に伴う財源保障拡大のイメージ	45
「公立と民間とのコストとサービス比較」	
（平成12年4月 地方自治経営学会）（抜粋）	46
国家公務員と地方公務員・民間企業と地方公務員の給与比較（地域別）	47
地方公務員の給与とその適正化（平成13年度版）	
（総務省自治行政局公務員部給与能率推進室）（抜粋）	48
国家公務員（行政職（二種））と地方公務員（技能労務職）の給与水準の比較	50
「地域に勤務する公務員の給与に関する研究会基本報告」	
（平成15年7月 地域に勤務する公務員の給与に関する研究会）（抜粋）	51
地方公務員数の推移	52
公営企業における料金収入と経営状況	53
地方公営企業の収入の構成（平成13年度）	54
公営企業繰出金の事業別内訳（平成13年度）	55
地方債発行対象事業に占める地方債発行割合	56
財源保障の改革案	57
地方財政計画において歳入歳出に係る自助努力を考慮	58

Ⅲ. その他地方交付税を巡る諸問題

その他の論点	59
ミクロ（各自治体）の財源保障	60
基準財政需要の算定について	61
基準財政需要とGDPの伸び（59年度=100）（当初）	62
不交付団体数の推移	63
普通交付税 交付・不交付団体数	64
財政力指数別市町村数・人口（平成13年度決算ベース）	65
赤字団体数の推移	66
投資的経費に係る地方財政措置（平成13年度まで）	67
投資的経費に係る地方財政措置（平成14年度～）	68
地方単独事業（投資）に係る地方財政措置の例	69
段階補正の見直しについて	70
基準財政需要額に占める地方債元利償還金の割合の推移	71
普通交付税総額と地方債元利償還金総額の推移	72
税源偏在の状況（平成13年度）	73
地方税収の人口1人当たりの状況（平成13年度決算）	74
自立を目指す地方公共団体、自立できない地方公共団体 （イメージ図）	75 77
国の予算と地方財政計画との関係（平成15年度ベース）	78
平成15年度地方財政対策のポイント	79
平成15年度予算における国と地方の三位一体改革	91
最近の税収の推移	92
国と地方の財政状況（平成15年度当初）	93
交付税特会借入金残高の推移	94
最近10年間の新規借入金の推移	95
通常収支財源不足と借入金の増減（当初）	96
財源保障システムの制度的な担保	97
地財計画上の歳入構造の推移	98
社会保障関係の国費・地方費の推移	99
地方税の税率一覧	100
地方税法（抄）	102
平成16年度予算編成の基本的考え方について（抄） （平成15年6月9日 財政制度等審議会）	103

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（抄）

（平成15年6月27日 閣議決定） 107

国と地方の関係について 112

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（抄）

（平成14年6月25日 閣議決定） 113

「公立と民間とのコストとサービス比較」

（平成12年4月 地方自治経営学会）（抜粋） 115

Ⅳ. 論点整理

120

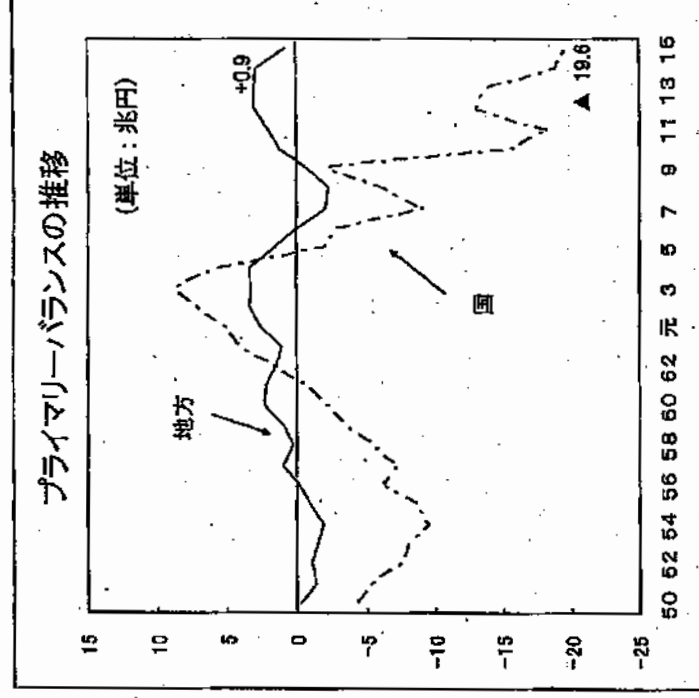
I 国と地方の財政事情

I. 国と地方の財政事情

国と地方の財政状況については、以下の通り、地方は国に比べて比較的余裕がある。国と地方をめぐる財政問題の検討に当たっては、より厳しい国の財政事情を考慮するべき。

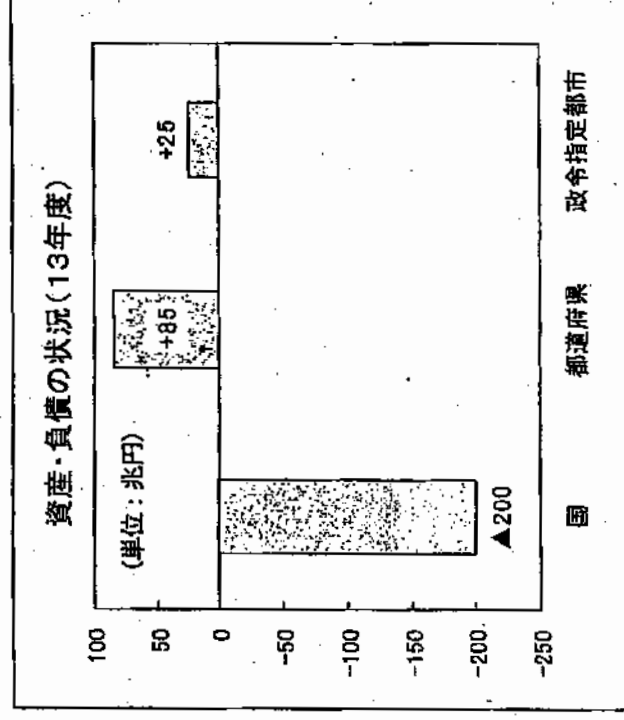
(1) プライマリーバランス (平成15年度)

- ・ 国（一般会計）
▲19.6兆円の赤字
- ・ 地方（地財計画）
+ 0.9兆円の黒字



(2) 資産・負債の状況 (平成13年度)

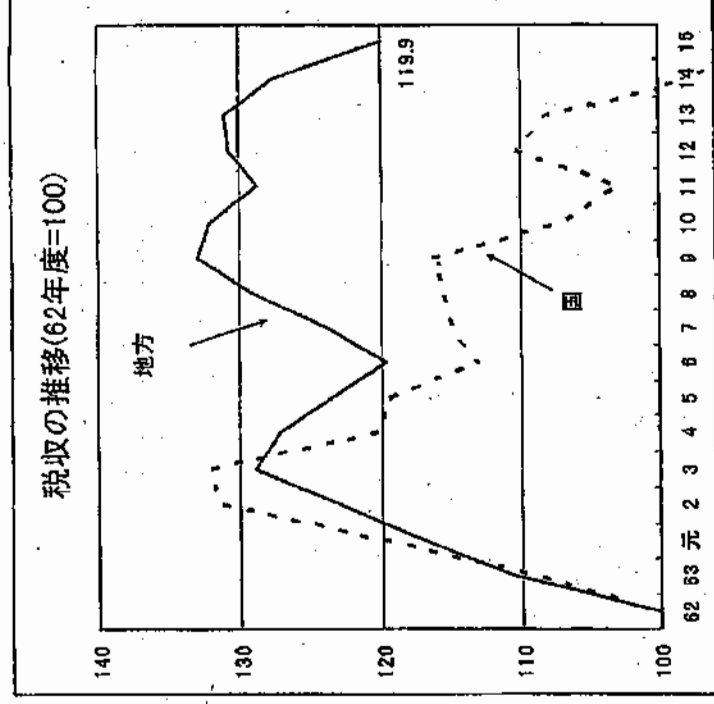
国が大幅な“債務超過”状態であるのに対し、地方は都道府県と政令指定都市を合わせただけでも100兆円以上の“資産超過”状態。



(注1) 国は国の貸借対照表 (試算) 13年度版の資産負債差額。
(注2) 都道府県・政令指定都市は、各地方自治体のホームページにおいて15年9月12日時点で掲載されている「バランスシート」(13年度普通会計等)の計数(資産-負債)を単純に合計したもの。

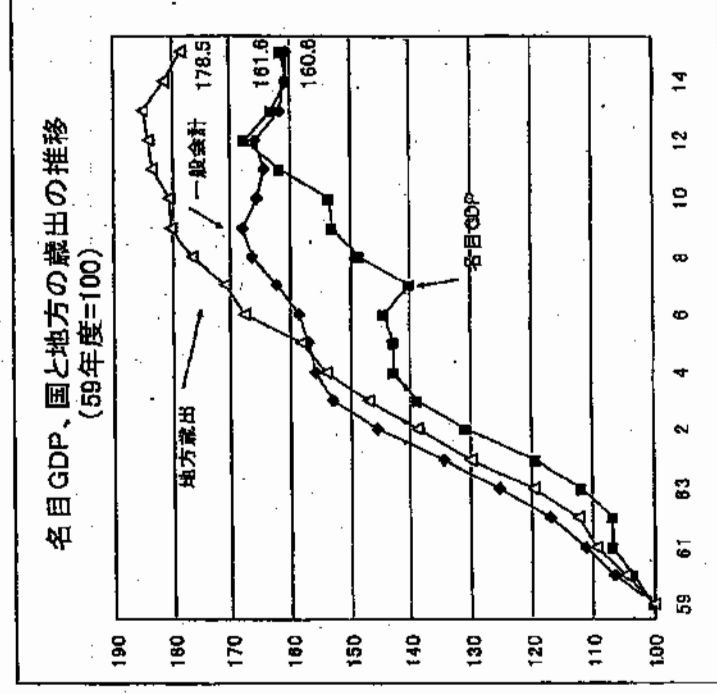
(3) 近年の税収の推移

- ・ 国税収入
バブル期を経て、昭和の末期の約1割減まで低下。
- ・ 地方税収入
バブル期の後も、高い水準で概ね安定。



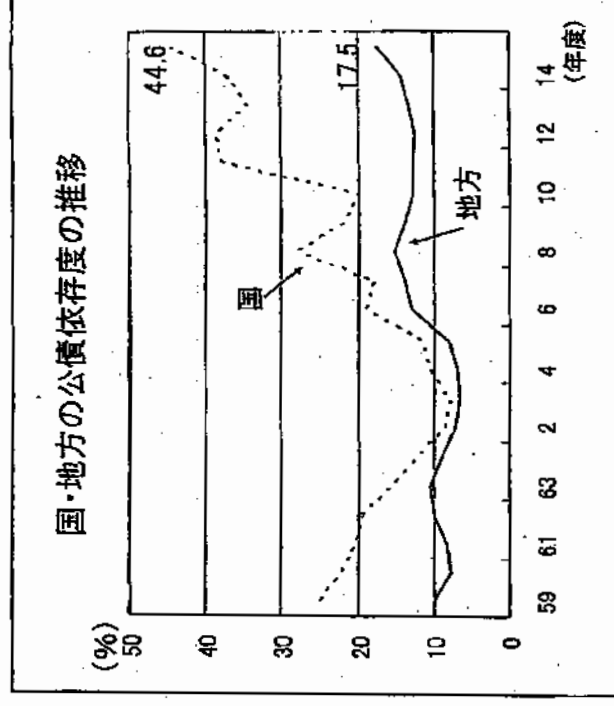
(4) 国と地方の歳出の推移

地方の歳出は、交付税の財源保障機能もあり、国の歳出やGDPの名目成長率を大きく上回り増加。



(5) 公債依存度

バブル崩壊後、国の公債依存度は、地方に比して急速に悪化している。



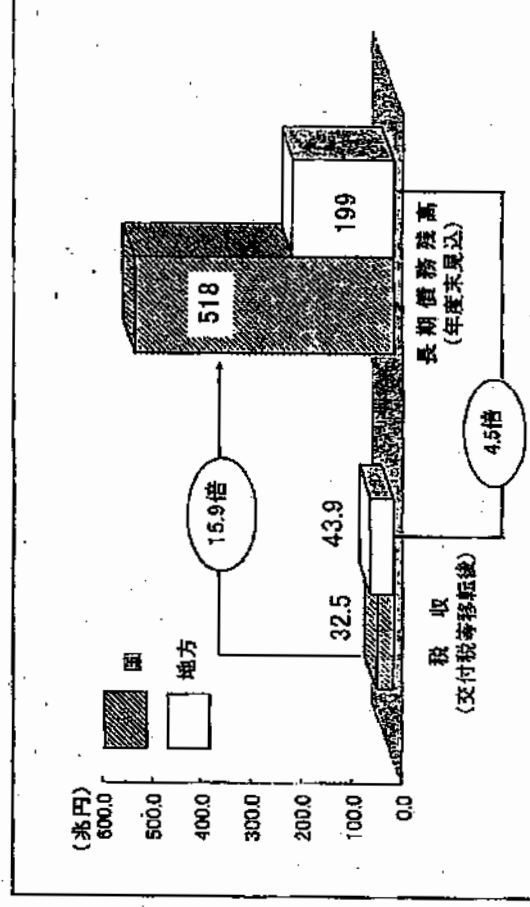
(6) 債務残高と税収の比率

債務残高と返済財源の税収（交付税調整後）の規模の比率を見ると、国の15.9倍に対して地方は4.5倍。

(参考)	債務残高	税収 (交付税調整後)	比率
国	518兆円	32.5兆円	15.9倍
地方	199兆円	43.9兆円	4.5倍

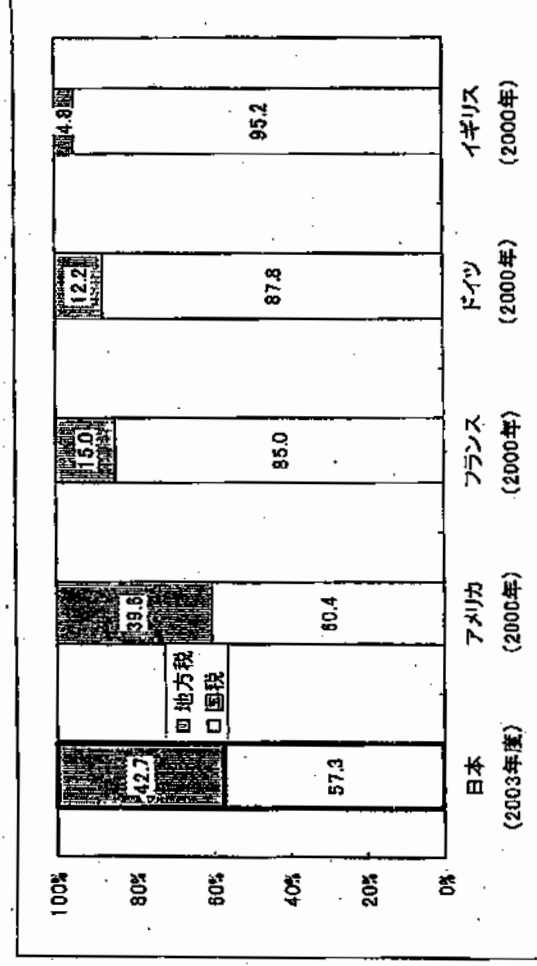
(15年度末見込み)

※ 国税収入は債務償還の貴重な財源であることに留意。



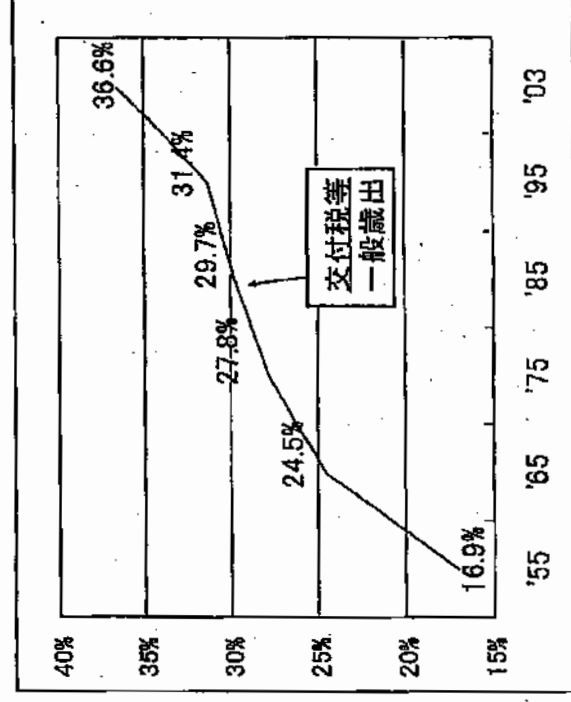
(7) 主要国における国税・地方税の構成比

我が国の地方税の構成比率は、主要国で最も高くなっている。



(8) 国の一般歳出と地方交付税の比率

地方歳出の増加に伴い、国の歳出の中で、交付税の一般歳出に対する割合が増加している。



国・地方の歳入歳出の関係図(平成13年度)

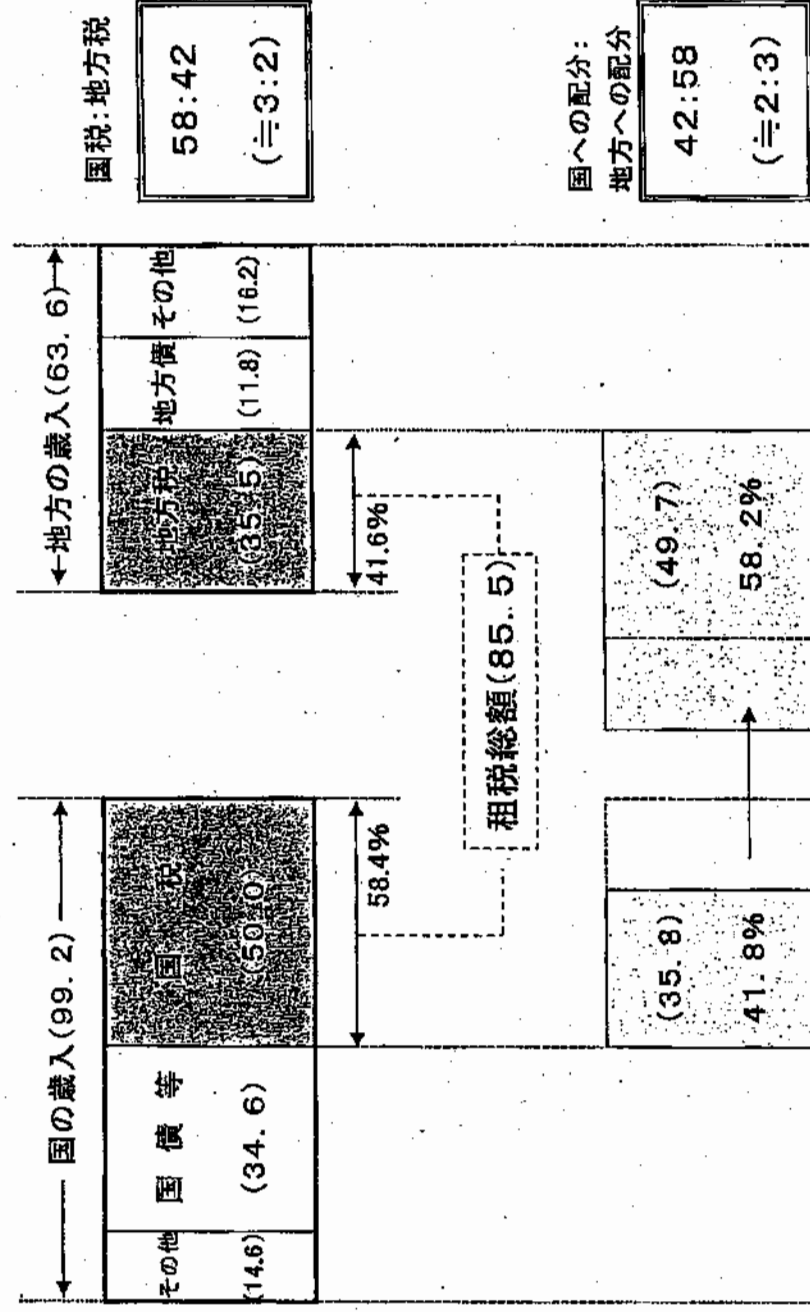
- ・ 国・地方全体で税収85.5兆円に対し歳出153.3兆円というアンバランスが問題。
- ・ 国税と地方税の比率は、交付税等調整後では歳出の比率とほぼ同じ(2:3)。

(単位:兆円)

(地方)

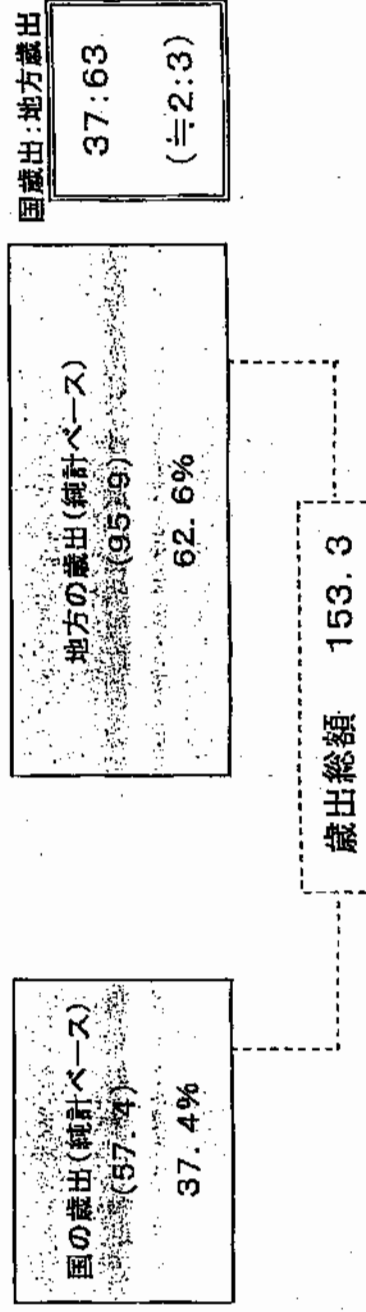
(国)

【歳入】



【歳出】

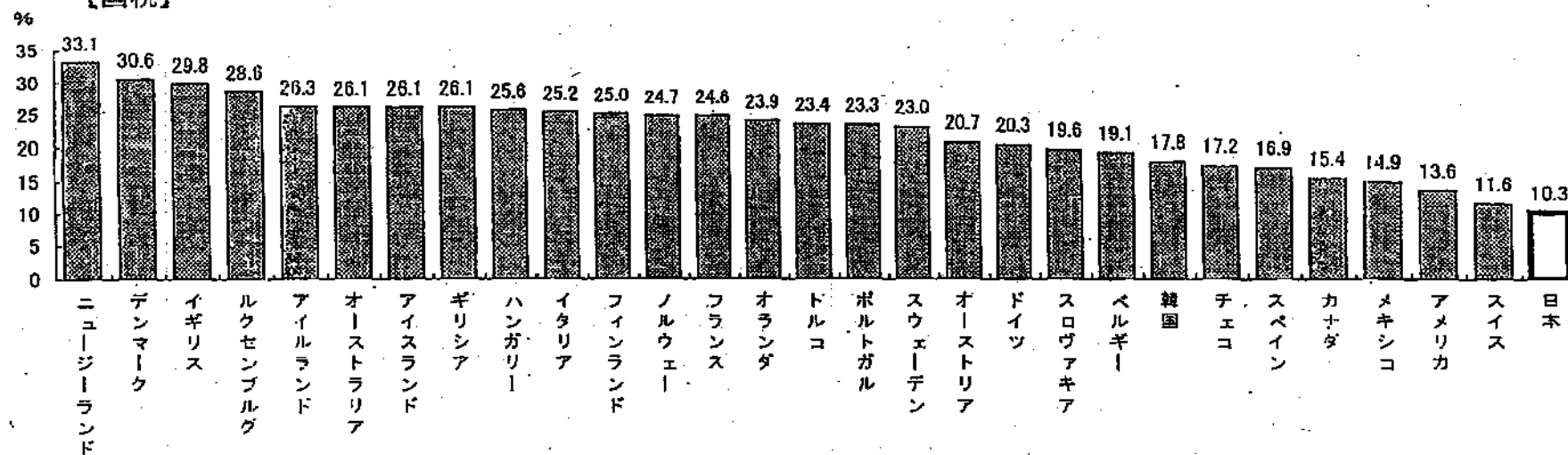
地方交付税等 (14.2)



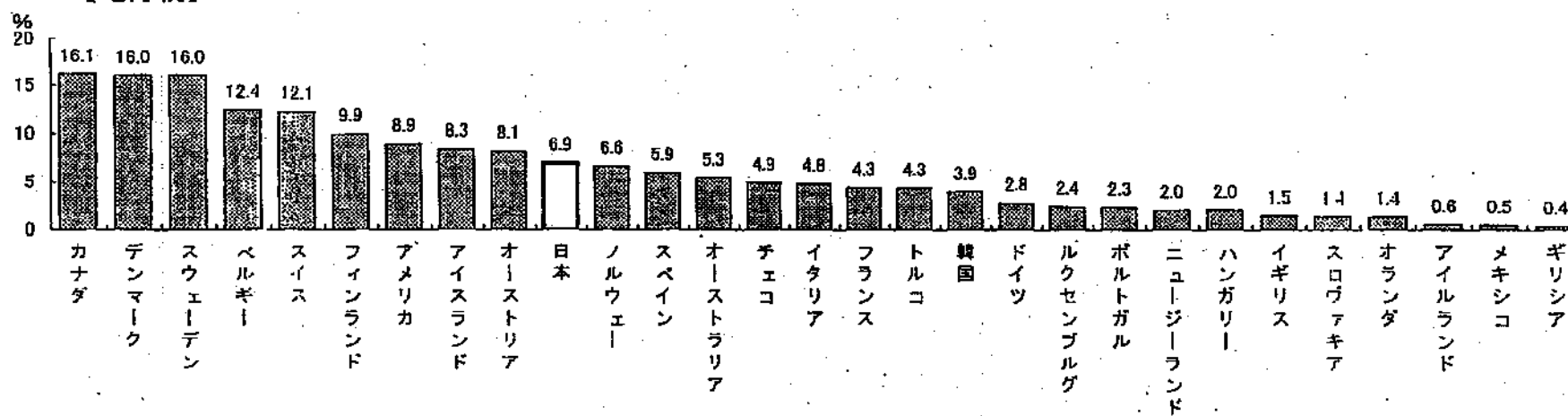
(注) 計数は、決算ベースであり、それぞれ四捨五入による。

OECD諸国における租税負担率(対GDP比)の国際比較(2000年)

【国税】



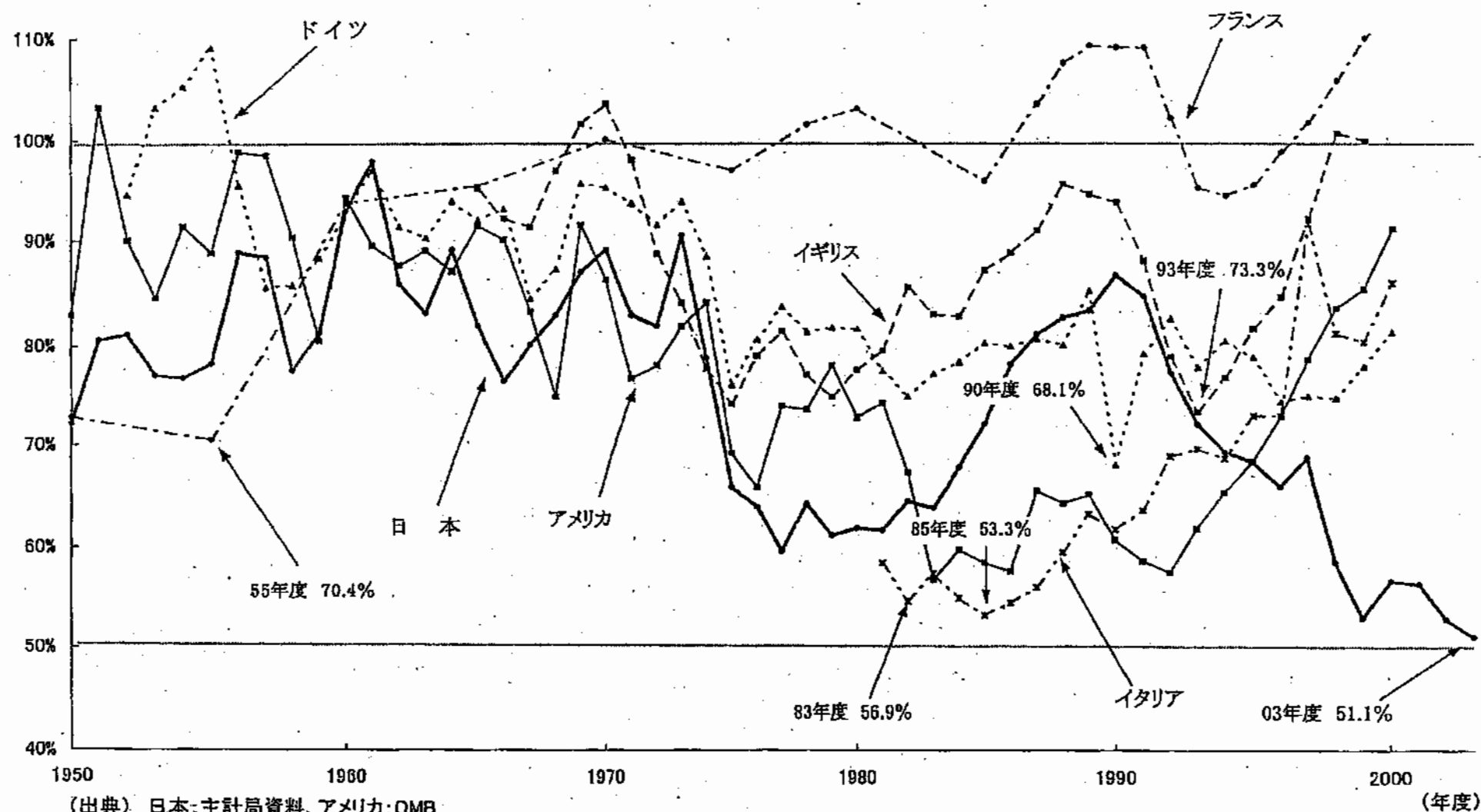
【地方税】



(注) 1. “OECD Revenue Statistics 1965-2001”及び“OECD National Accounts”により作成。

2. ポーランドは国税・地方税の内訳の計数が入手できないため、ここでは除外している。

歳出総額に占める国税収入の割合(未定稿)



(出典) 日本:主計局資料、アメリカ:OMB

(注1)日本の歳出及び国税収入については、2001年度までは決算、2002年度は補正後予算額、2003年度は当初予算である。

(注2)アメリカの歳出額は、オン・バジェットのものを使用している。

(注3)フランスの国税収入は、還付及びEU拠出金を除く前のものである。

国、各都道府県及び政令指定都市の資産・負債の状況
〔平成13年度末〕

〔国〕

	資産	負債	資産－負債
国	754.58	954.84	-200.25

(一般会計＋特別会計)

〔都道府県〕

(単位:兆円)

	資産	負債	資産－負債
北海道	9.08	5.19	3.89
青森県	3.20	1.37	1.83
岩手県	2.25	1.45	0.80
宮城県	3.10	1.53	1.57
秋田県	2.39	1.30	1.09
山形県	1.48	1.23	0.26
福島県	3.42	1.35	2.08
茨城県	3.76	1.69	2.06
栃木県	2.52	1.14	1.38
群馬県	2.43	1.09	1.35
埼玉県	5.10	3.18	1.92
千葉県	4.54	2.53	2.01
東京都	18.11	9.41	8.70
神奈川県	7.20	3.34	3.86
新潟県	5.18	2.19	2.99
富山県	2.54	1.06	1.48
石川県	2.39	1.09	1.29
福井県	2.09	0.85	1.24
山梨県	2.30	0.85	1.45
長野県	3.87	1.90	1.97
岐阜県	2.59	1.42	1.17
静岡県	4.47	2.47	2.00
愛知県	5.95	3.92	2.03
三重県	2.47	1.03	1.44
滋賀県	2.01	0.96	1.05
京都府	2.08	1.34	0.74
大阪府	6.80	4.69	2.11
兵庫県	6.48	4.17	2.31
奈良県	1.85	1.01	0.85
和歌山県	2.12	0.84	1.28
鳥取県	1.77	0.63	1.14
島根県	2.77	1.03	1.73
岡山県	2.68	1.24	1.45
広島県	3.61	1.73	1.88
山口県	2.77	1.16	1.60
徳島県	2.18	0.94	1.24
香川県	1.82	0.78	1.03
愛媛県	2.56	1.02	1.54
高知県	2.34	0.88	1.45
福岡県	3.72	2.31	1.40
佐賀県	2.05	0.84	1.40
長崎県	3.32	1.19	2.13
熊本県	3.06	1.36	1.69
大分県	2.69	1.14	1.55
宮崎県	2.62	0.96	1.65
鹿児島県	4.00	1.71	2.29
沖縄県	2.64	0.74	1.90

85.28

〔政令指定都市〕

	資産	負債	資産－負債
札幌市	3.14	1.16	1.98
仙台市	1.74	0.75	0.99
千葉市	1.30	0.84	0.68
川崎市	2.01	0.84	1.17
横浜市	6.34	2.57	3.77
名古屋市	7.94	4.30	3.64
京都市	2.24	1.06	1.18
大阪市	7.75	2.88	4.87
神戸市	4.64	2.10	2.54
広島市	2.15	0.91	1.24
北九州市	2.42	0.84	1.59
福岡市	3.11	1.35	1.76

25.39

- (注1) 各地方公共団体のバランスシートは、各団体のホームページにおいて本年9月12日現在で掲載されている計数を記載。
(注2) 岩手県、山形県及び名古屋市の地方公共団体全体の計数を記載。
(注3) 各地方公共団体のバランスシートは、一部自治体(岩手県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、名古屋市の除外)を除き、「総務省方式」(「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究報告書」(平成12年3月、平成13年3月))の基準に沿った作成方式により作成されている。
(注4) 13年度末の計数がホームページに掲載されていない地方公共団体については、12年度末ないし11年度末の計数を記載。
(注5) 11年度末の計数をとっている地方公共団体:岩手県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、京都府、岡山県、山口県
単位未満は四捨五入。

Ⅱ 地方財政計画の改革

1. 地方財政計画の機能

地方交付税制度について

1 2つの目的（地方交付税法第1条）

(1) 財政調整機能——財源の均衡化を図る機能（税収の地域間偏在に伴う財政格差を是正する機能）

(2) 財源保障機能——地方行政のための財源を保障する機能

（注）財源保障機能のポイント ⇒ 歳出面をも考慮し、歳入と歳出の差額を補てん

2 マクロとミクロの財源保障機能

(1) マクロ（総体としての地方）の財源保障——地方財政計画を通じて収支差補てん⇒交付税総額を決定

(2) ミクロ（各自治体）の財源保障——基準財政需要と基準財政収入の差額として交付税を配分

3 財源保障機能の問題点（平成15年11月26日 財政制度等審議会）

(1) 国に財政的に依存する状況を作り出す

(2) 地方の財政運営にモラルハザードをもたらす

(3) 地方歳出・地方交付税総額の増加

（参考）経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（抄）（平成15年6月27日 閣議決定）

○ 地方交付税の改革

・ 交付税の財源保障機能について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小

・ 地方財政計画の歳出を徹底的に見直すことにより、地方交付税総額を抑制。その際、歳入・歳出両面における地方団体の自助努力を促す

◎地方交付税法

(昭二五・五・三〇 法二二二)
最終改正 平一四年法一八

（この法律の目的）

第一条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の増進を図り、及び地方交付税の交付の基準の制定を通じて地方行政の計画的な運営を補助することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

（交付税の総額）

第六条 所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、消費税の収入額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入額の百分の二十五をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、消費税の収入見込額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度の合算額に当該年度の交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を繰上りて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

（特別交付税の額の変更等） 第六条の三

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六條第一項に定める案の変更を行うものとする。

（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、決定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基づく経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

（普通交付税の額の算定） 第十条 普通交付税は、毎年度、基礎財政需要額が基礎財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基礎財政需要額が基礎財政収入額をこえる額（以下本項中「財源不足額」という。）とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

財源不足額の合算額 × 普通交付税の総額
財源不足額の合算額をこえる地方団体の数
＝ 普通交付税の算定額

附 則

（交付税の総額の特例）

第三条の二 当分の間、第六條の規定の適用については、同条第一項中「所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二」とあるのは「所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入額の百分の三十五・八（平成十一年度にあつては、百分の三十二・五）」と、同条第二項中「所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二」とあるのは「所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十五・八（平成十一年度にあつては、百分の三十二・五）」とする。

平成15年度地方財政計画

(單位:億元,%)

区 分	1 4 年度		1 5 年 度		
	伸 率	増 減 額	伸 率	増 減 額	構 成 比
地 方 税	342,563	▲ 3.7	321,725	▲ 6.1	37.3
地 方 譲 与 税	6,239	0.0	6,939	11.2	0.8
地 方 特 例 交 付 金	9,036	0.2	10,062	11.4	1.2
地 方 交 付 税	195,449	▲ 4.0	180,693	▲ 7.5	21.0
国 庫 支 出 金	127,213	▲ 2.7	122,600	▲ 3.6	14.2
地 方 債 償 還 費	126,493	6.2	150,718	19.2	17.5
臨時財政対策債	32,261	122.7	58,696	81.9	6.8
使用料・手数料	16,178	0.7	16,386	1.3	1.9
雑 収 入	52,495	▲ 0.2	52,984	0.9	6.1
歳 入 計	875,666	▲ 1.9	862,107	▲ 1.5	100.0
給 与 関 係 経 費	236,998	0.2	234,383	▲ 1.1	27.2
一 般 行 政 経 費	208,068	1.0	210,263	1.1	24.4
補 助	95,846	2.5	98,414	2.7	11.4
単 独	112,222	▲ 0.3	111,849	▲ 0.3	13.0
公 債 償 還 費	134,314	5.0	137,673	2.5	16.0
維 持 補 修 費	10,124	▲ 0.4	10,068	▲ 0.6	1.2
投 資 的 経 費	245,985	▲ 9.5	232,868	▲ 5.3	27.0
直 轄 ・ 補 助	88,485	▲ 8.5	84,068	▲ 5.0	9.7
単 独	157,500	▲ 10.0	148,800	▲ 5.5	17.3
公 営 企 業 操 出 金	32,177	▲ 1.6	32,052	▲ 0.4	3.7
企 業 債 償 還 費	22,033	2.4	22,433	1.8	2.6
そ の 他	10,144	▲ 9.2	9,619	▲ 5.2	1.1
水 準 超 経 費	8,000	▲ 1.2	4,800	▲ 40.0	0.5
(一 般 歳 出)	711,319	▲ 3.3	697,201	▲ 2.0	80.9
歳 出 計	875,666	▲ 1.9	862,107	▲ 1.5	100.0
一般財源比率 60.2% {14' 63.2%} ・公債依存度 17.5% {14' 14.4%}					

(注) 1. 計数は、各年度末の期末数である。
2. 計数は、各年度末の期末数である。
3. 計数は、各年度末の期末数である。

マクロ(総体としての地方)についての財源保障(歳入歳出差額補てん)

交付税総額の決定システム＝交付税総額は、地方財政計画を通じて決まる

地方財政計画 (平成 15 年度)

歳 出 86.2 兆円		歳 入 86.2 兆円
投資的 経費 23.3 兆円	単独 14.9兆円	国庫支出金 12.3兆円
	補助等 8.4兆円	
一般行 政経費 21.0 兆円	補助 9.8兆円	地方税等 33.9兆円
	単独 11.2兆円	
給与関係経費 23.4兆円		国庫支出金 12.3兆円
公債費 13.8兆円		地方債 9.2兆円
その他 4.7兆円		その他 6.9兆円

地方公共団体の単独事業や公債費までも含めた地方の収支「足りない分」を国が全額財源保障

地方交付税	交付税法定率分 10.6 兆円
18.1 兆円	交付税特会借入金等 1.7 兆円
	交付税一般会計加算 5.8 兆円
臨時財政対策債	臨時財政対策債 5.9 兆円

近年の地方財政計画の歳出規模と地方交付税の関係

【6年度～10年度の平均】【11年度～15年度の平均】

84.6兆円 ⇒ 88.1兆円(+3.5兆円)

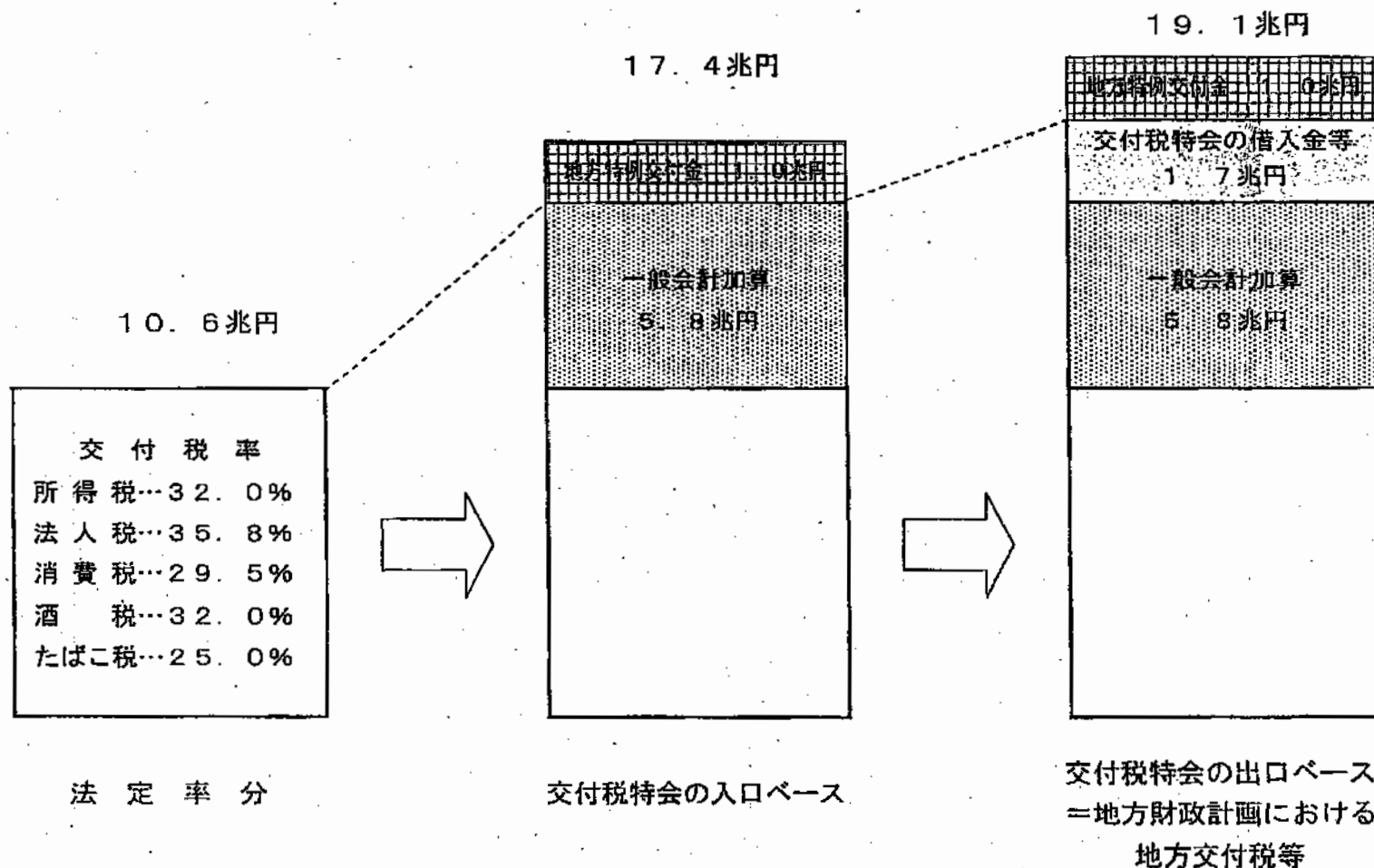
地方交付税 16.6兆円	地方交付税 20.0兆円 (+3.4兆円)
地方税等 36.6兆円	地方税等 36.0兆円
その他 31.3兆円 〔国庫支出金 13.3 地方債(除臨時債) 11.6 使用料・手数料 1.5 雑収入 5.0〕	その他 30.0兆円 〔国庫支出金 12.9 地方債(除臨時債) 10.3 使用料・手数料 1.6 雑収入 5.2〕

	6'～10'		11'～15'	
歳出規模	84.6兆円	⇒	88.1兆円	+3.5兆円
地方交付税	16.6兆円	⇒	20.0兆円	+3.4兆円
地方財政計画の歳出規模の増がそのまま地方交付税の増となっている。				

(注1) 「地方税等」は、地方税、地方譲与税及び地方特例交付金の合算額である。
(注2) 計数はそれぞれ四捨五入しているので、合計と一致しない場合がある。

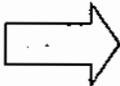
地 方 交 付 税 等 (平 成 15 年 度)

- 現在の地方交付税は、財源保障機能を有し、地方自治体が一定の行政サービスを実現するための財源を保障している。
- このため、地方交付税等は、法定率分を超えて大きく膨らんだ状況にある。



地方財政計画の問題点＝財源保障機能の問題点

- (1) 「標準的な歳出」とは？ ⇒ 拡大しがち
- (2) 地方財政計画における交付税総額確保
「財源保障」＝「歳出と歳入の差額」を補てん
＝交付税総額の確保システム
⇒ 「足りない分」を補てんされるので、地方歳出が拡大
- (3) 自治体に自助努力（行革等の歳出削減努力や課税自主権の発揮）を求める仕組みでない
- (4) 国の財政事情は考慮要素となっていない。



地方財政の拡大、交付税総額の増加

- ・ その主因は地方単独事業の伸び
- ・ その結果、交付税が増加、国の一般歳出を圧迫

※「歳入歳出差額補てん」の仕組み

- ① 昭和20年代後半からの制度
- ② 諸外国には日本のような財源保障はない ⇒ 行き過ぎた財源保障

○地方財政計画が果たす役割

- ① 地方財政規模の把握
- ② 自治体の財政運営の指針
- ③ 地方財源の保障 ⇒ 交付税総額確保の手段

○諸外国の制度

- 独・加 ⇒ 1人当たり一般財源の均衡を図る
(財政調整機能に特化)
- 米・仏 ⇒ 財政調整はない(米)、または限定的(仏)
- 英 ⇒ 歳入歳出差額を考慮するが、自治体の自助努力を求める
このため、収支尻を地方税で調整

都道府県別財政調整の状況

都道府県	地方税収入 (人口1人当たり) (円)	交付税収入 (人口1人当たり) (円)	一般財源 (人口1人当たり) (円)
東京	189,365	-	202,435
愛知	132,530	19,919	153,693
神奈川県	100,778	19,170	121,138
大阪府	109,898	34,327	145,232
静岡県	111,985	54,941	168,709
沖縄県	61,070	185,401	227,359
秋田県	78,918	219,551	301,232
鳥取県	84,108	255,991	343,304
島根県	84,410	282,335	370,254
高知県	72,710	257,923	333,949
全都道府県平均	103,747	87,566	194,223

(注)

- 計数は、平成13年度決算(「地方財政白書」及び「都道府県決算状況調」)による。
- 地方税の額は、利子割交付金等として市町村に交付する額は除いてある。
- 東京都の地方税の額は、都税として徴収した市町村税相当分を含まない。
- 一般財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の収入の合計。

一般財源の人口1人当たりの状況(13年度)

- ・人口1人当たりの地方税収は、東京都の一種集約。
- ・地方税収入の少ない自治体ほど交付税額が多い傾向。
- ・地方税収の少ない自治体では、交付税額の方がはるかに多い。
- ・結果として、財政力指数の小さい自治体ほど、人口1人当たりの一般財源の総額が大きくなるという状況。

(単位:円)

財政力指数	都道府県別	一般財源	地方税	地方交付税	地方特例交付金	地方譲与税
1.0以上の団体	東京都	290,253 (202,435)	277,183 (189,365)	-	12,814	255
0.7~1.0 の団体	愛知県	153,693	132,530	19,919	565	679
	神奈川県	121,138	100,778	19,170	895	296
	大阪府	145,232	109,898	34,327	464	543
	静岡県	168,709	111,985	54,941	828	956
	埼玉県	131,837	84,602	45,488	1,036	710
	千葉県	135,691	87,683	46,466	951	592
	東京都	152,125	84,169	66,541	694	721
0.5~0.7 の団体	東京都	180,721	100,317	79,125	652	626
	東京都	163,568	86,496	76,517	822	733
	東京都	182,240	100,548	78,828	733	1,132
	東京都	190,751	100,731	88,084	694	1,232
	東京都	200,659	103,975	94,681	663	1,340
	東京都	179,201	88,749	88,524	922	1,006
0.4~0.5 の団体	東京都	191,363	95,226	94,545	708	884
	東京都	213,252	105,639	105,541	868	1,404
	東京都	220,488	108,414	110,343	430	1,301
	東京都	208,196	96,933	106,889	874	1,499
	東京都	225,573	102,731	120,469	762	1,610
	東京都	209,311	89,325	117,662	805	1,520
	東京都	225,625	96,185	128,247	399	1,813
	東京都	249,748	103,833	143,651	796	1,478
	東京都	235,527	95,040	138,039	615	1,833
	東京都	241,050	97,332	141,564	795	1,358
	東京都	237,660	92,778	142,473	729	1,680
	東京都	259,839	98,051	159,062	970	1,755
	東京都	234,891	87,082	145,013	702	2,093
0.3~0.4 の団体	東京都	199,812	73,314	122,546	939	1,018
	東京都	308,389	122,546	183,521	396	1,926
	東京都	230,187	81,256	146,611	607	1,713
	東京都	284,582	106,063	176,586	485	1,448
	東京都	222,231	75,852	144,289	601	1,489
	東京都	271,509	83,076	185,512	766	2,155
	東京都	264,391	78,901	182,980	608	1,902
	東京都	257,090	74,746	180,223	558	1,763
	東京都	288,583	89,482	197,226	438	1,437
	東京都	283,209	81,153	199,069	706	2,280
	東京都	267,055	82,373	182,401	637	1,644
	東京都	304,493	91,561	210,488	487	1,956
	東京都	265,067	72,581	189,950	573	1,962
	東京都	268,874	75,771	190,903	601	1,600
0.3未満の 団体	東京都	227,359	64,066	181,897	702	1,178
	東京都	301,232	61,070	165,401	401	487
	東京都	343,304	84,108	255,991	634	2,129
	東京都	370,254	84,410	282,335	722	2,484
	東京都	333,949	72,710	257,923	744	2,832
	東京都	202,490	112,014	87,566	1,858	2,571
全国平均		(194,223)	(103,747)			1,052

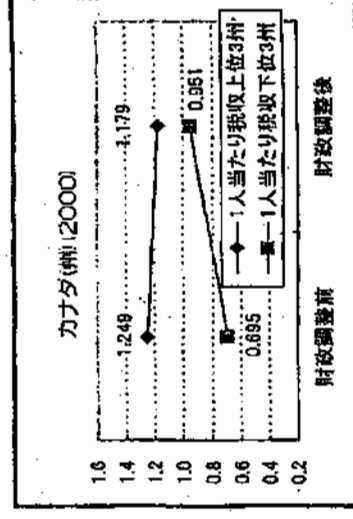
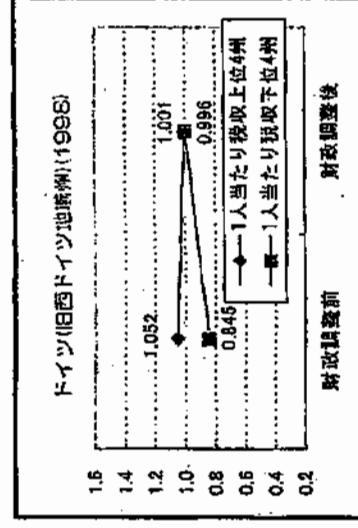
(注)1 (1) 地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金(以下「6交付金」という。)として市町村に交付する額を除いたものである。

(2) 東京都の地方税については、上記6交付金のほかに特別区財政調整交付金を除き、特別区財政調整納付金を加えたものである。なお、()内の数値は、東京都の地方税に都が徴収した市町村税相当額が含まれていることを考慮し、上記6交付金のほかに当該市町村税相当額を除いたものを計上している。

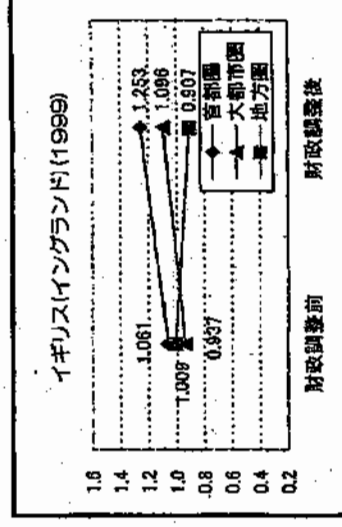
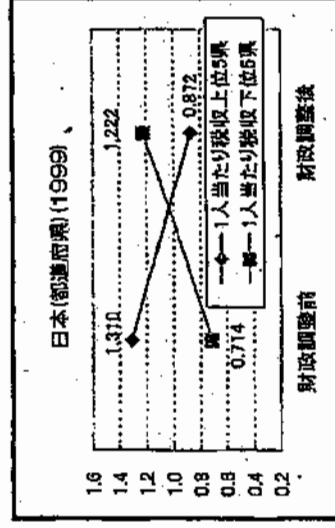
2 人口1人当たり額は、平成14年3月31日現在住民基本台帳登録人口で除して得た額である。

各国の財政調整状況

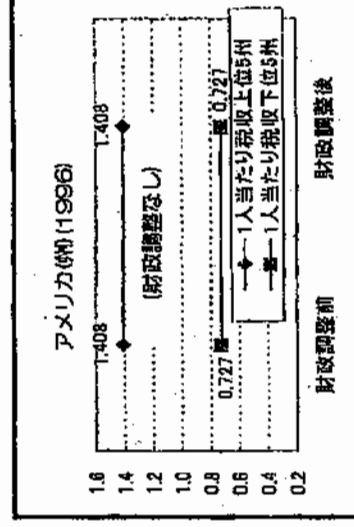
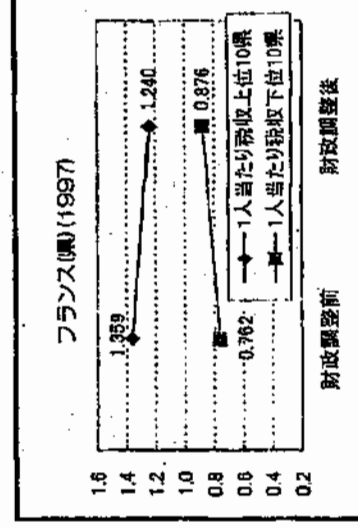
① 歳入均等化型



② 歳入歳出差額補てん方式



③ その他



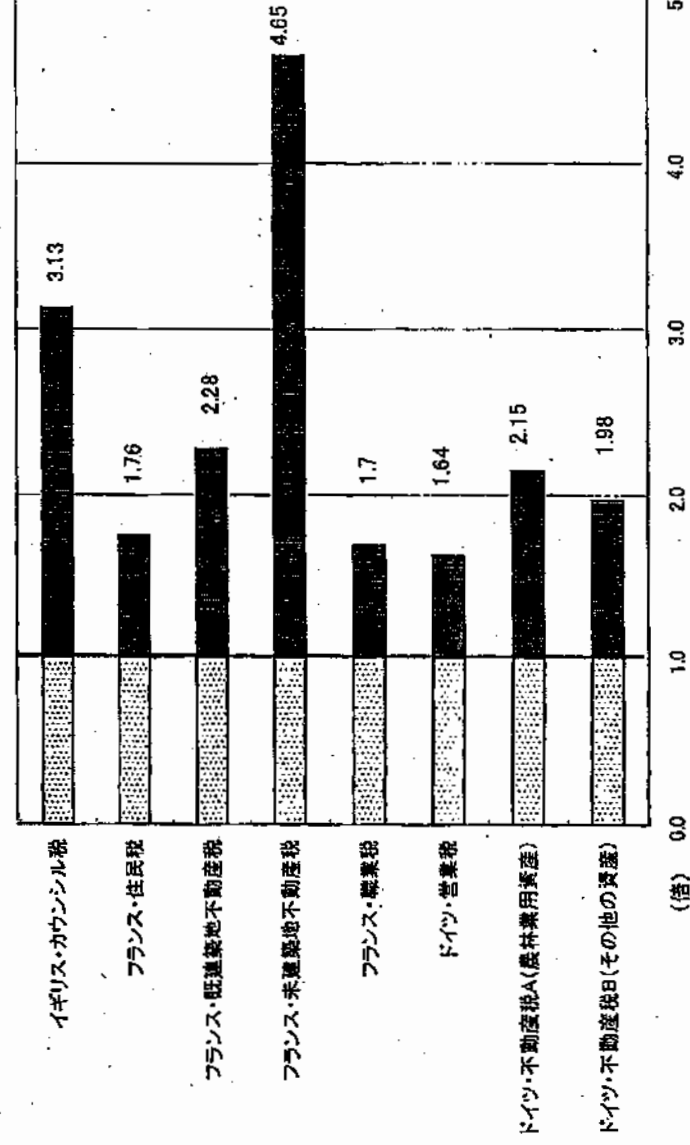
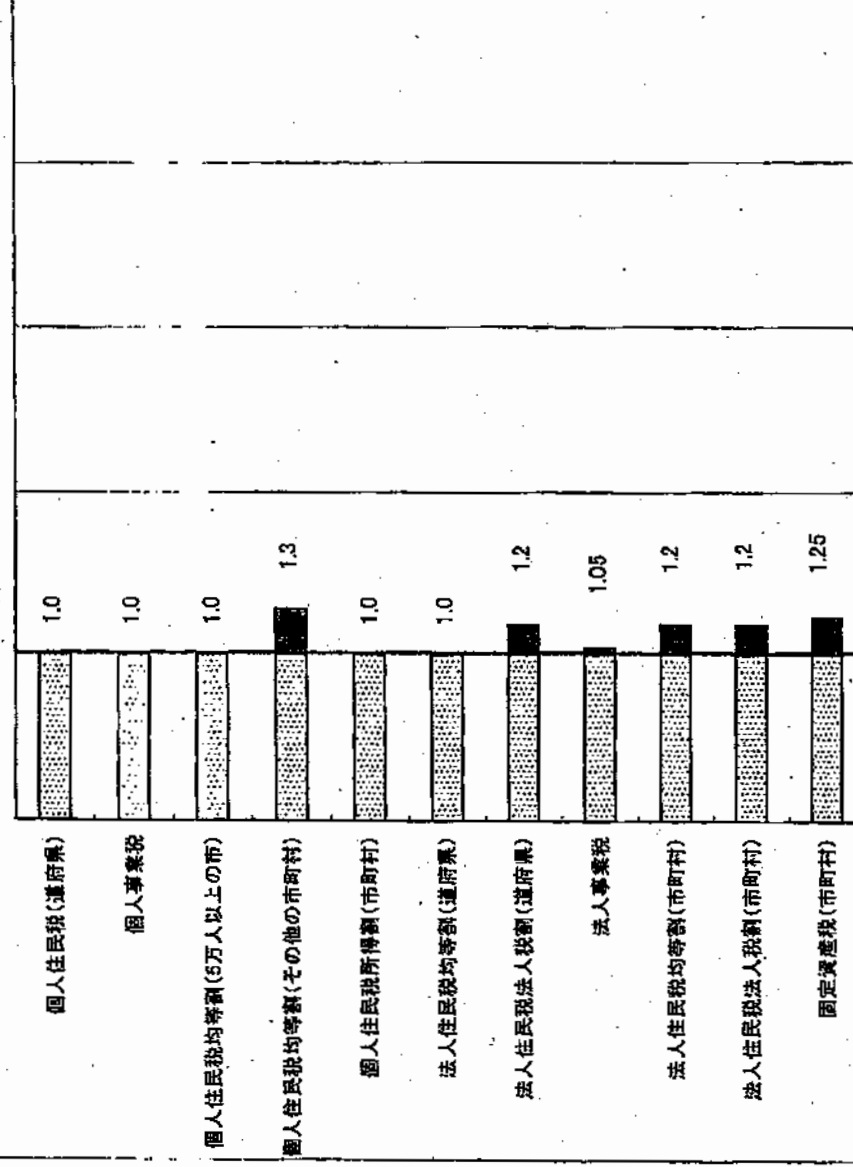
※「地方財政システムの国際比較」(財務総合政策研究所(2002年6月))より抜粋

日英の地方財政制度比較

我が国とイギリスは、ともに地方の歳入歳出差額を補てんする方式の一般交付金制度を有する。
しかしながら、地方の財政規律の観点から以下のような大きな制度上の相違点がある。

	日本(地方交付税交付金)	イギリス(歳入援助交付金)
地方歳出と一般交付金総額の決定	○地方財政計画上の収支尻が均衡するよう、交付税総額やその他財政措置が決定される。 ○地方財政計画は、<u>国が地方の歳出の上限を決定する性質のものではない。</u>	○公共支出計画において、<u>国が適当と考える地方歳出水準である標準支出査定額総額を決定。</u> これを基にして、交付金総額を算出。 ○国が保障する地方歳出の上限を<u>3年分事前に決定。</u>
地方歳出の水準と標準税率の関係	○地方税の標準税率は、毎年<u>の地方歳出の水準とは無関係に地方税法により法定。</u>	○唯一の地方税であるカウンシル税の標準税率は法定ではなく、<u>歳出の増減に応じて、毎年、国と地方自治体との協議を通じて決定。</u>
地方自治体の自助努力	○地方自治体の収支尻を地方税の税率で調整することとはされておらず、<u>自治体の歳出の増減が地方税の税率に反映する仕組みになっていない。</u> ○その結果、個人所得課税の超過課税を実施する自治体はほとんどなく、<u>地方歳出の増加について住民のチェック機能が働きにくい。</u>	○地方自治体の一般会計は、地方財政法により均衡予算が義務付けられ、<u>収支尻は地方税の税率で調整しなければならない。</u> ○このため、<u>自治体の歳出の増減が地方税の税率に大きく反映する仕組みとなっており、超過課税を実施する自治体は全自治体の98%。</u>

我が国と各国の主要税目の自治体間税率格差



各国の主要税目の自治体間税率格差

	税目及び税収シェア(注1)				格差(注2)		標準税率 (注3)
					最高税率 最低税率		
日本(2000)	個人	道府県民税	均等割	0.3%	なし	1,000円	
			所得割(注4)	16.6%		3.0%	
		事業税	個人事業税(注4)	1.6%	なし	5.0%	
			市 町 村 民 税	均等割	0.6%	なし	3,000円
				5～50万人の市			2,500円
				その他の市町村			2,000円
		所得割(注4)	30.3%	なし	10.0%		
	法人	道府県民税	均等割(注4)	0.9%	なし	80万円	
		事業税	法人税割	4.4%	1.20倍	5.0%	
			法人事業税(注5)	25.4%	1.05倍	9.6%	
均等割(注4)			1.9%	1.20倍	300万円		
市町村民税			法人税割	8.2%	1.20倍	12.3%	
固定資産税		固定資産税(市町村)	45.6%	1.25倍	1.4%		
イギリス(2000)	地方全体	カウンシル税(注6)	100.0%	3.13倍	696€		
フランス(1999)	地方全体	住居税	16.0%	1.76倍	なし		
		既建築地不動産税	19.5%	2.28倍			
		未建築地不動産税	1.2%	4.65倍			
		職業税	37.1%	1.70倍			
ドイツ(2000)	市町村	営業税	38.3%	1.64倍	なし		
		不動産税A(農林業用資産)	15.4%	2.15倍			
		不動産税B(その他の資産)		1.98倍			

(注1) 日本は平成11年度収入額により算出している。

(注2) 英：区域内自治体全ての税率の合算値。独：市町村税率の州単位での平均値。

仏：州内全ての自治体を合算した州単位の値。

(注3) イギリスの標準税率は、法定ではなく、政府によって毎期、決定される。

(注4) 種々の条件により税率が異なるが、ここでは最も高い税率が適用される場合の数字を用いて比較している。

(注5) 事業の種類に応じて課税標準、税率が異なるが、ここでは普通法人対象の最高税率を用いて比較している。

(注6) カウンシル税とは住居の価格に課せられる税であるが、住居を8つの価格帯に分け価格帯毎に課税額が決定される。

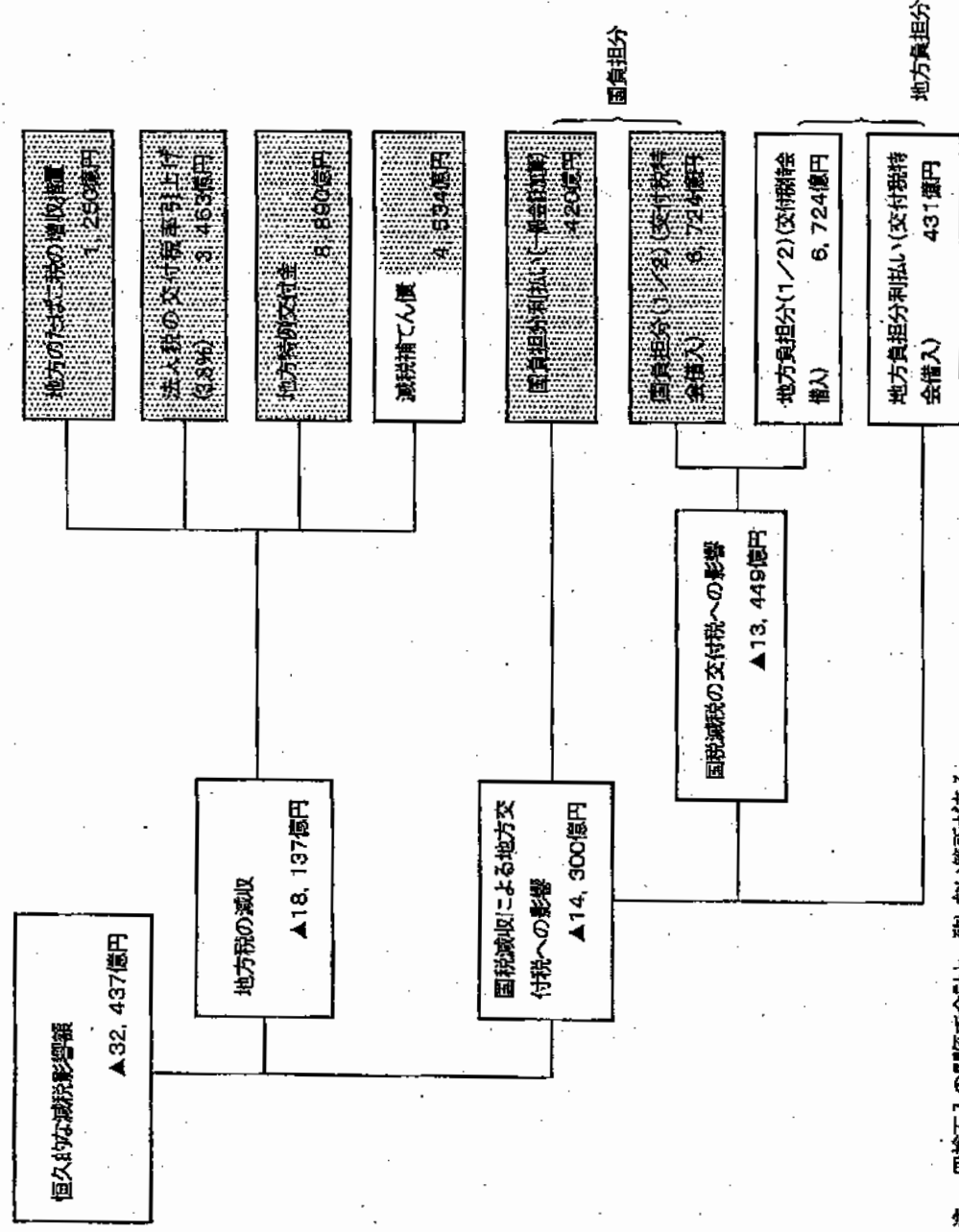
地方公共団体の超過課税の状況(主な税目)

税 目	標準税率	制限税率	実施団体数	内 超過課税分	税 収 (平成13年度 決算額)
《法人》					
○道府県民税					
{ 法人税割 }	5%	有(6%)	146 団体	2,270 億円	7,029億円
{ 均等割 }	2万円～80万円	無	1 団体 (大阪)	11 億円	1,338億円
○市町村民税					
{ 法人税割 }	12.3%	有(14.7%)	1430 団体	2,270 億円	17,943億円
{ 均等割 }	5万円～300万円	有(1.2倍)	574 団体	141 億円	3,941億円
○事業税※1	5～9.6%	有(1.1倍)	7 団体 (東京、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪及び兵庫)	943 億円	41,018億円
《個人》					
○道府県民税					
{ 所得割 }	700万円以下 2% 700万円超 3%	無	—	—	23,225億円
{ 均等割 }	1,000円	無	—	—	468億円
○市町村民税					
{ 所得割 }	3%、8%、10%	無	—	—	58,791億円
{ 均等割 }	2,000円、2,500円、3,000円	無	18 団体	0 億円	1,171億円
○事業税	3～5%	有(1.1倍)	—	—	2,264億円
《その他》					
○固定資産税	1.4%	有(2.1%)	276 団体	415 億円	91,532億円

※1 平成16年4月1日以後の法人の事業税については、制限税率が1.2倍となり、外形標準課税制度が適用される法人(資本金1億円超)の所得割の税率が3.8～7.2%になる。

※2 実施団体数は、平成14年4月1日現在

平成15年度 恒久的な減税に係る補てん措置



(参考) 恒久的減税の概要 (15年度予算ベース) 単位：億円

地方税減税 (▲18,137)	国税減税の交付税への影響 (▲13,449)
○ 個人住民税 (▲10,299) ・ 最高税率の引下げ (15%→13%) ・ 定率減税 (所得割の 15%を控除。4万円上限) ○ 法人事業税・法人住民税 (▲7,838) ・ 法人事業税の税率引下げ (11%→9.6%) ・ 法人税の税率引下げに伴う法人住民税の減税	○ 所得税 (▲27,432×32%=▲8,778) ・ 最高税率の引下げ (50%→37%) ・ 定率減税 (税額の 20%を控除。20万円上限) ○ 法人税 (▲13,619×32%=▲4,358) ・ 税率の引下げ (34.5%→30%) ○ たばこ税 (▲1,250×25%=▲313)

2. 地方歳出の増加

国と地方の歳出の推移（当初ベース）

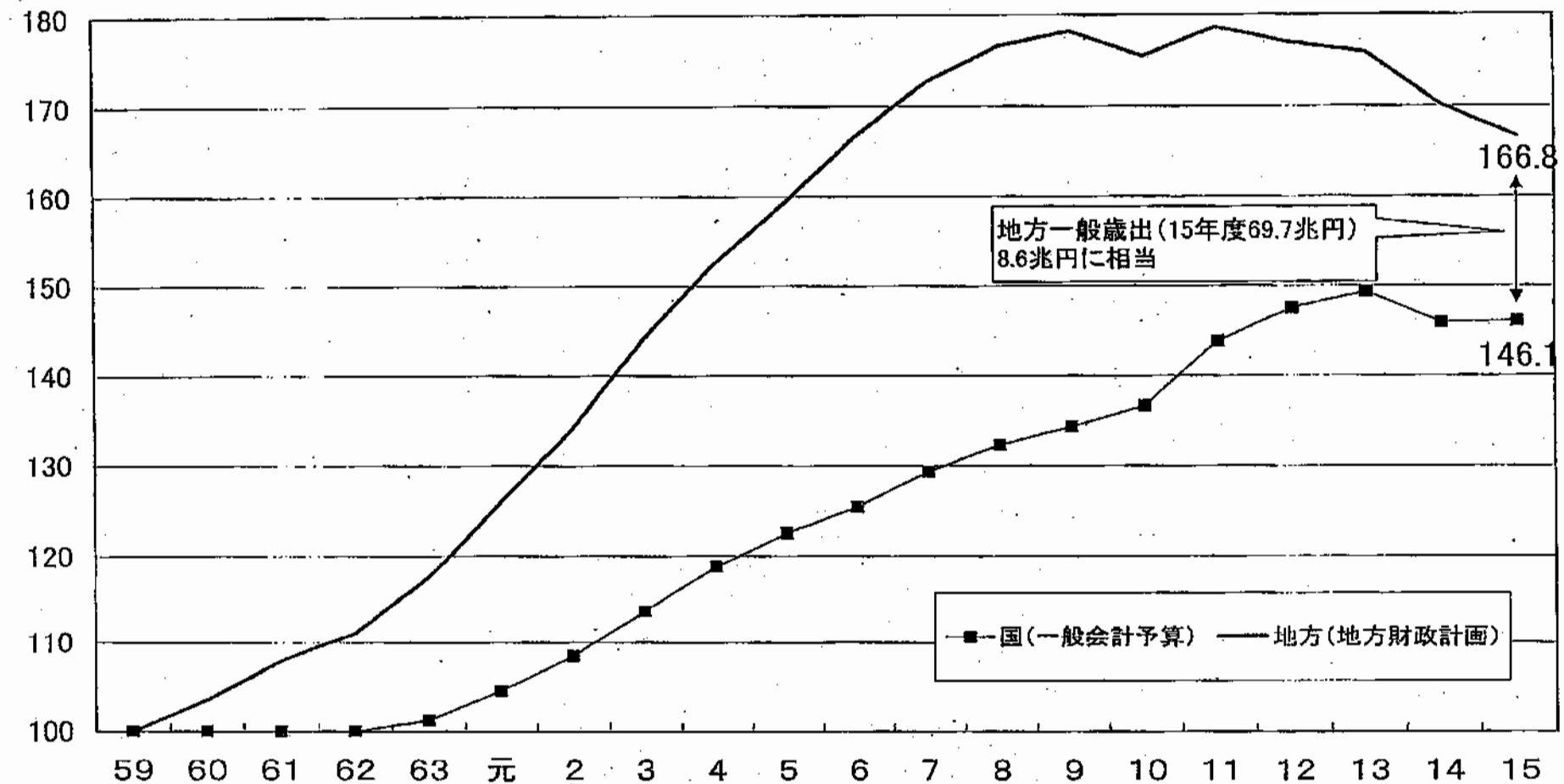
国 年 度	(単位：億円)		
	一 般 会 計	対前年度伸率	
	歳出総額	一般歳出	一般歳出
5 1	242,960	188,217	14.1
5 2	285,143	215,435	17.4
5 3	342,950	256,756	20.3
5 4	386,001	292,336	12.6
5 5	425,888	307,332	10.3
5 6	467,881	320,504	9.9
5 7	496,808	326,200	6.2
5 8	503,796	326,195	1.4
5 9	506,272	325,857	0.5
6 0	524,996	325,854	3.7
6 1	540,886	325,842	3.0
6 2	541,010	325,834	0.0
6 3	566,997	329,821	4.8
元	604,142	340,805	6.8
2	662,368	353,731	9.6
3	703,474	370,365	6.2
4	722,180	386,988	2.7
5	723,548	399,168	0.2
6	730,817	408,548	1.0
7	709,871	421,417	△ 2.9
8	751,049	431,409	5.8
9	773,900	438,067	3.0
		(451,067)	
1 0	776,692	445,362	0.4
1 1	818,601	468,878	5.4
1 2	849,871	480,914	3.8
1 3	826,524	486,589	△ 2.7
1 4	812,300	475,472	△ 1.7
1 5	817,891	475,922	0.7

(注) 9年度一般歳出中()の計数及び10年度以降の一般歳出の計数は、9年度以前において「産業投資特別会計へ繰入等」で整理していた金額を含むものであり、10年度の一般歳出の対前年度伸率はこれによる。

地 方 年 度	(単位：億円)		
	地 財 計 画	対前年度伸率	
	歳出総額	一般歳出	一般歳出
5 1	252,595	234,223	17.2
5 2	288,365	266,236	14.2
5 3	343,396	315,995	19.1
5 4	388,014	355,907	13.0
5 5	416,426	377,249	7.3
5 6	445,509	397,995	7.0
5 7	470,542	416,041	5.6
5 8	474,860	416,761	0.9
5 9	482,892	417,990	1.7
6 0	506,271	432,664	4.6
6 1	528,458	451,405	4.6
6 2	543,796	464,275	2.9
6 3	578,198	490,945	6.3
元	627,727	525,821	8.6
2	671,402	560,990	7.0
3	708,848	602,551	5.6
4	743,651	637,891	4.9
5	764,152	666,216	2.8
6	809,281	696,962	5.9
7	825,093	721,726	2.0
8	852,848	738,253	3.4
9	870,596	745,192	2.1
1 0	870,964	733,625	0.0
1 1	885,316	746,888	1.6
1 2	889,300	739,854	0.5
1 3	893,071	735,548	0.4
1 4	875,666	711,319	△ 1.9
1 5	862,107	697,201	△ 1.5

(注) 一般歳出は歳出総額から公債費、公営企業繰出金(企業債償還費)及び水準繰越費を控除したものである。

国と地方の一般歳出の伸び(59年度=100)



国	32.6	32.6	32.6	32.6	33.0	34.1	35.4	37.0	38.7	39.9	40.9	42.1	43.1	43.8	44.5	46.9	48.1	48.7	47.5	47.6	兆円
地方	41.8	43.3	45.1	46.4	49.1	52.6	56.1	60.3	63.8	66.6	69.7	72.2	73.8	74.5	73.4	74.7	74.0	73.6	71.1	69.7	兆円

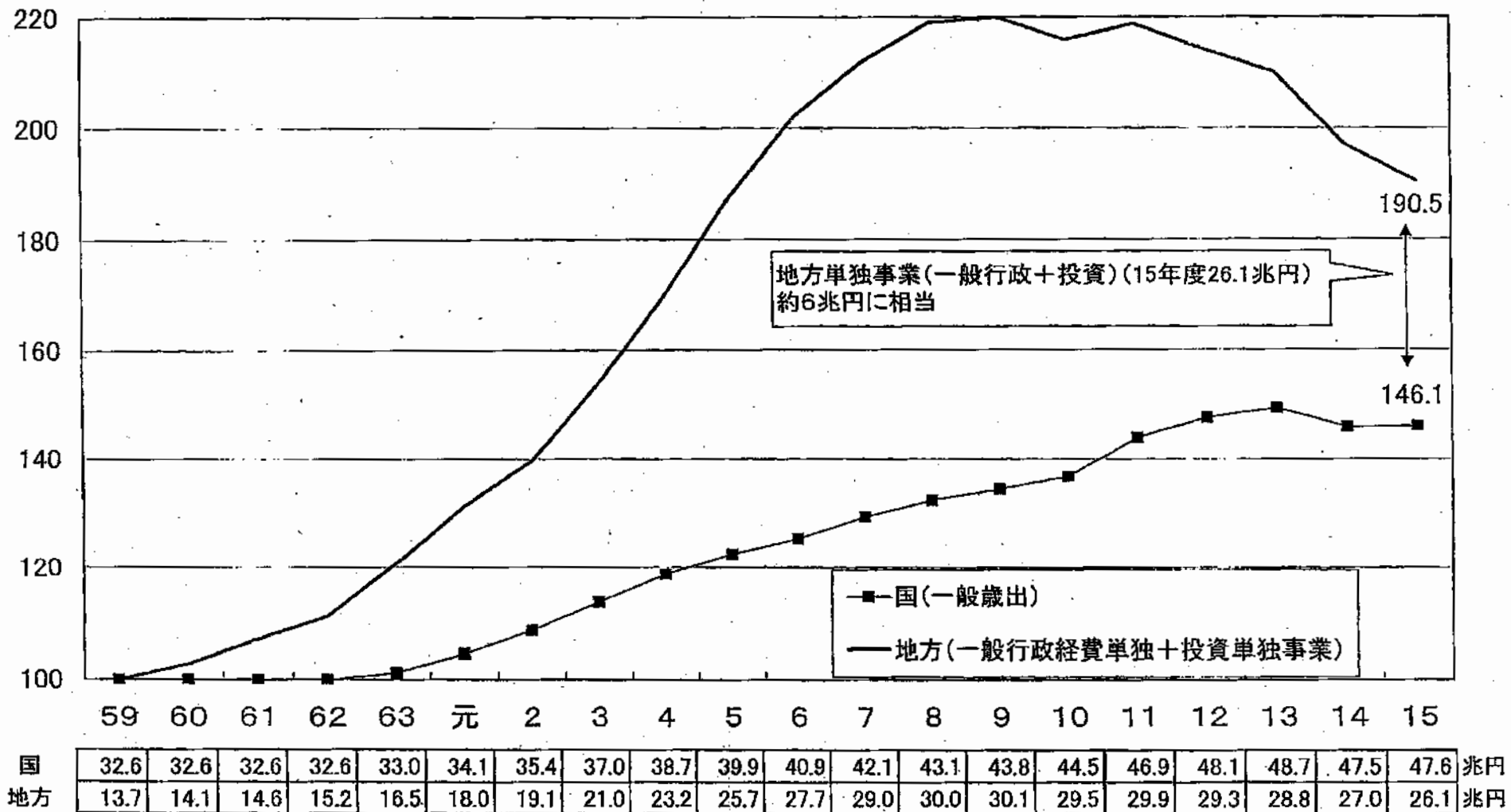
地方の一般歳出
国の一般歳出 =

昭和50年代
122~128%
(平均 125%)



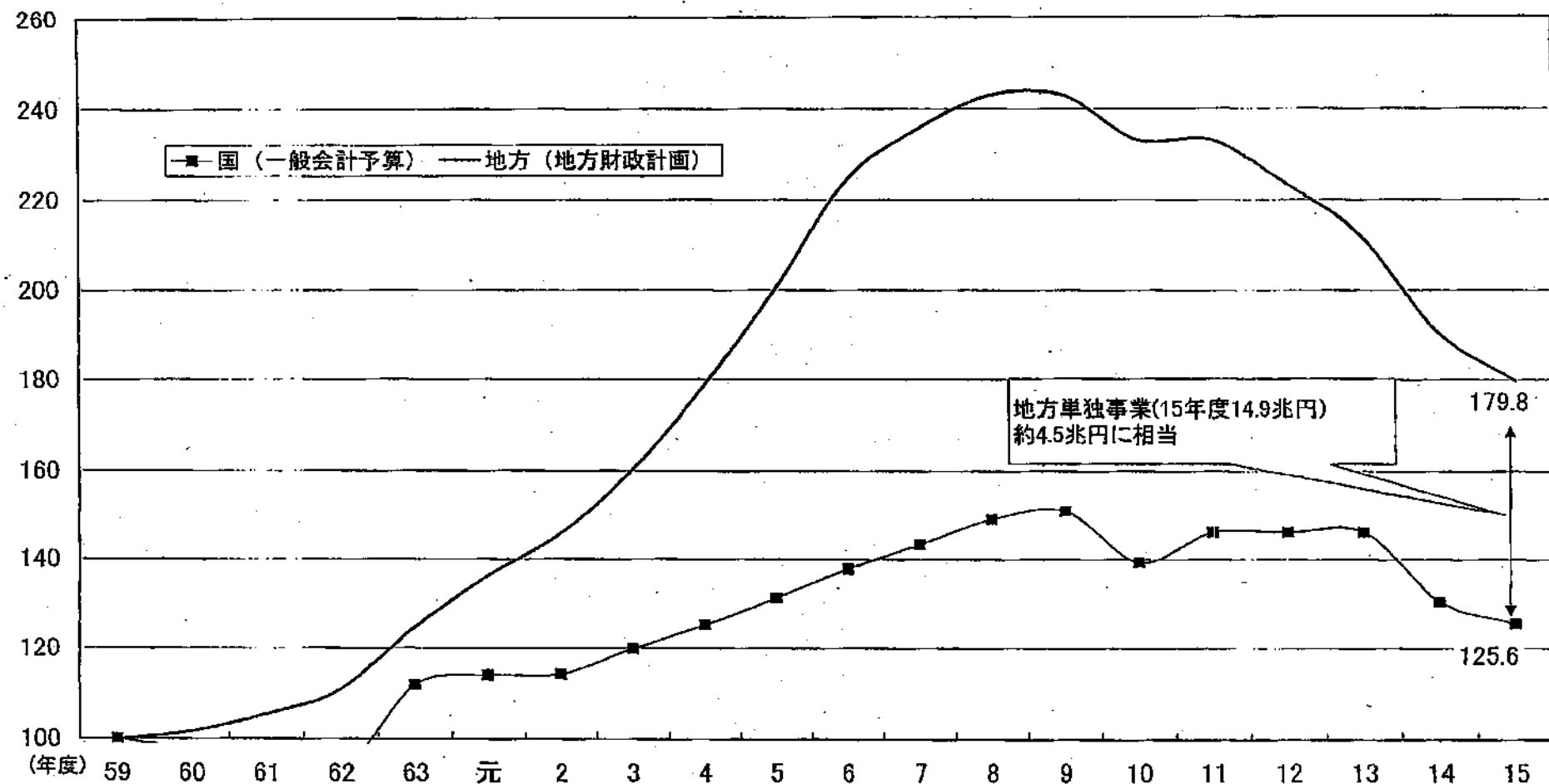
最近5年間
146~159%
(平均 152%)

国の一般歳出(当初)と地財計画の単独事業(一般行政経費・投資的経費)の推移
(59年度=100)



(注) 地方の一般行政経費単独及び投資単独は、地方財政計画ベース。

地方単独事業と国の公共事業関係費の伸び(59年度=100)(当初)

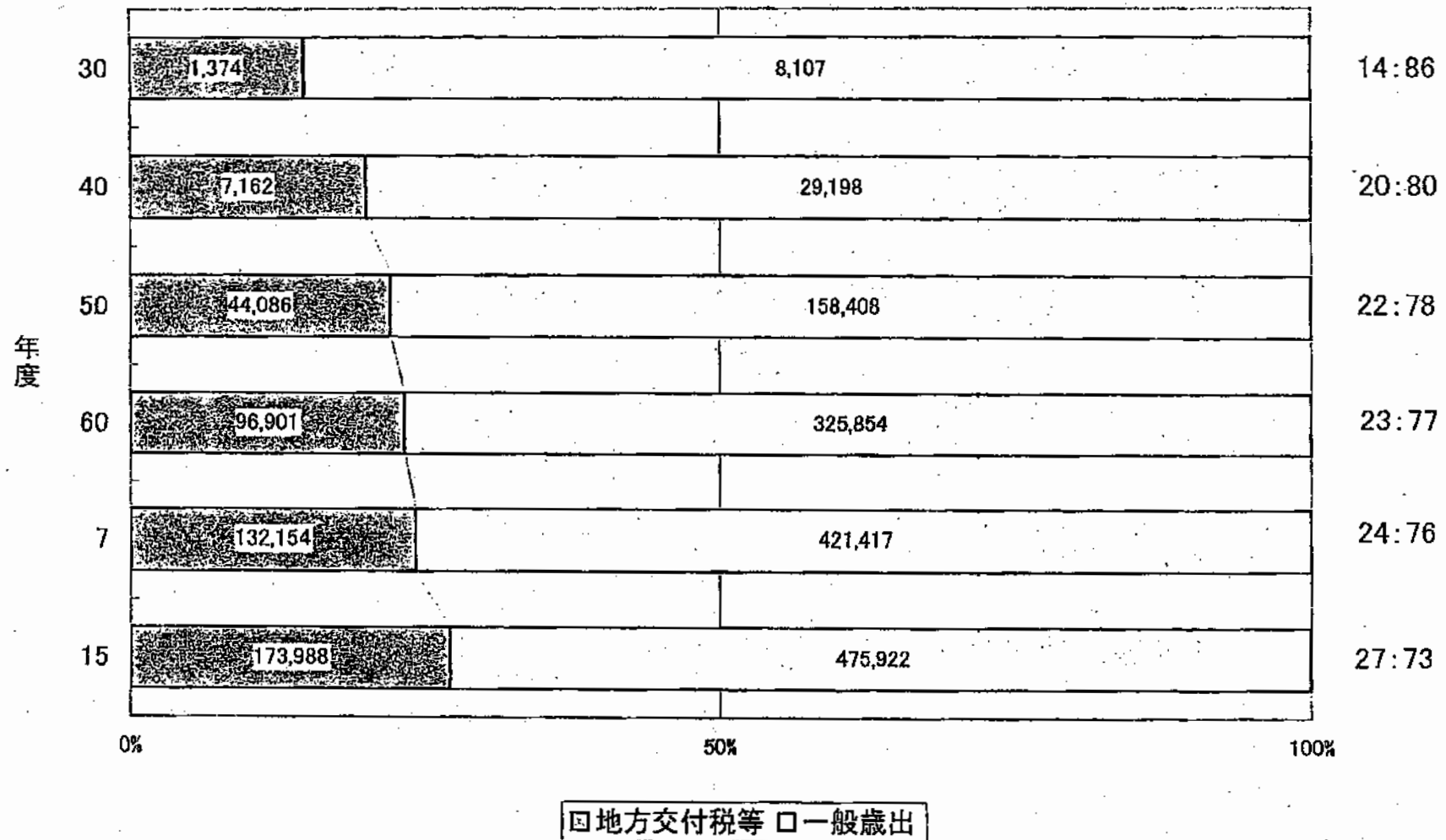


国	6.5	6.4	6.2	6.1	7.3	7.4	7.4	7.8	8.2	8.6	9.0	9.3	9.7	9.8	9.1	9.5	9.5	9.5	8.5	8.2	兆円
地方	8.3	8.4	8.7	9.2	10.3	11.3	12.1	13.3	14.8	16.6	18.6	19.5	20.1	20.1	19.3	19.3	18.5	17.5	15.8	14.9	兆円

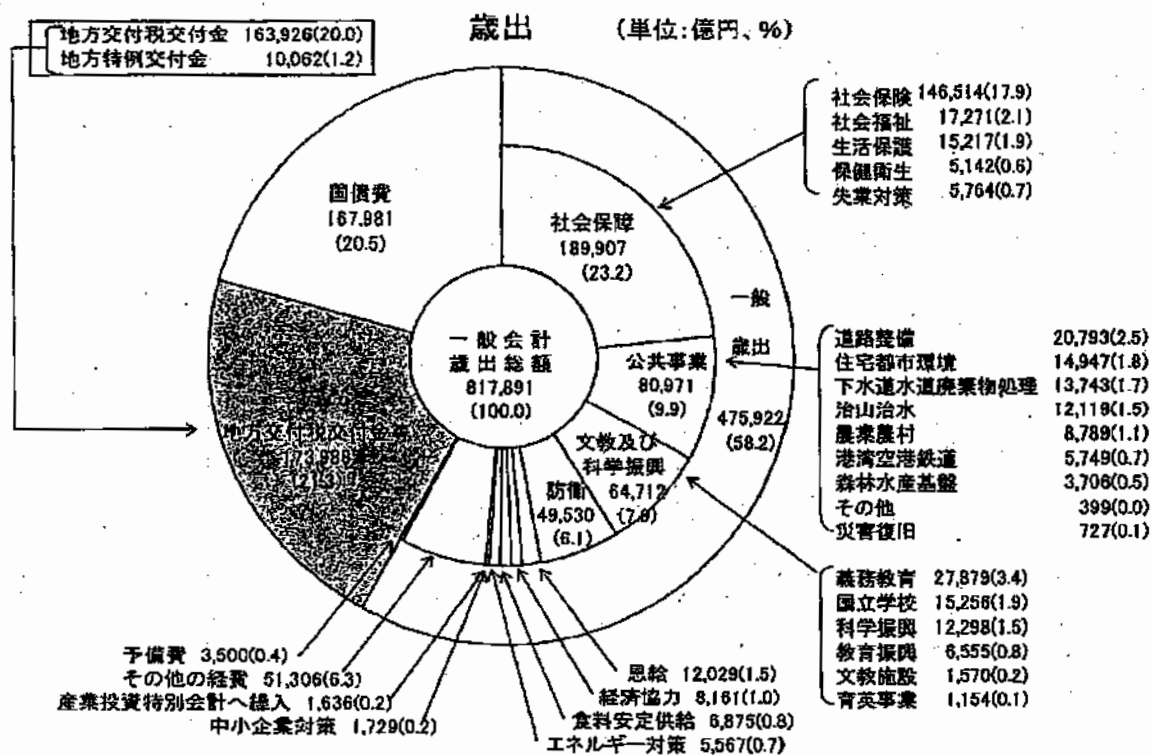
交付税と一般歳出の比率の推移

(単位:億円)

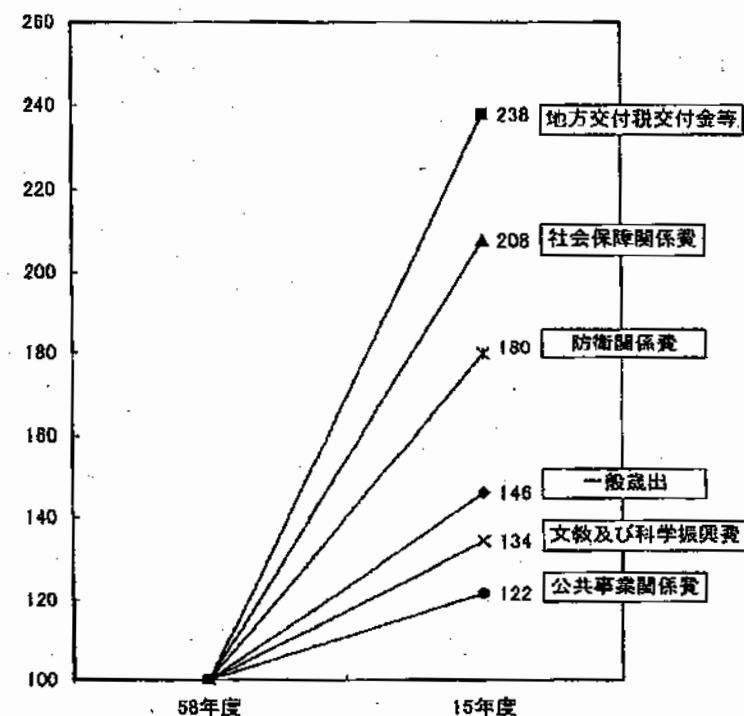
[比率]



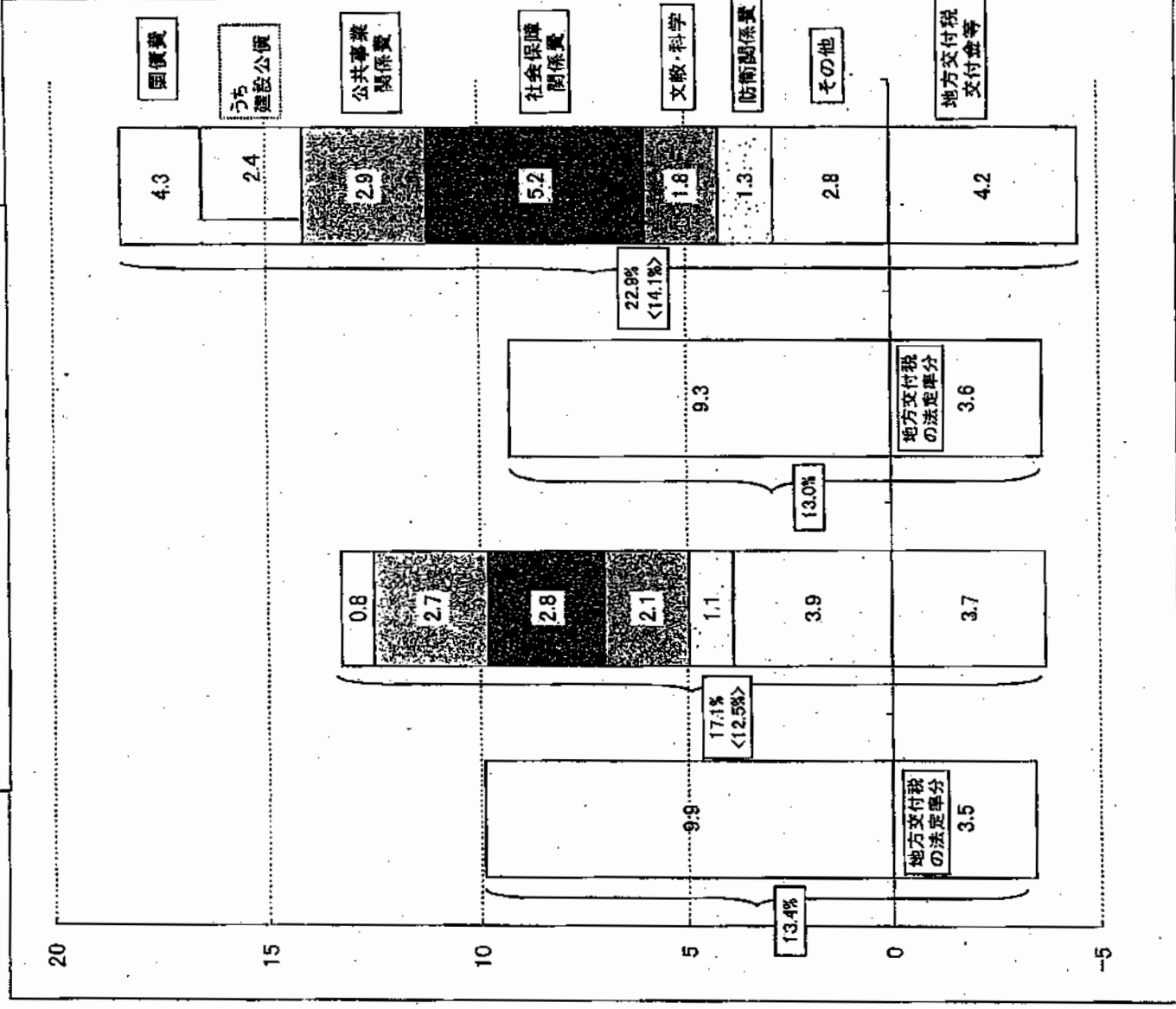
平成15年度一般会計歳出予算の内訳等



過去20年間の主要経費の伸び (58年度=100、当初予算)



昭和49年度(特例公債発行直前)と平成13年度の
国税収入と歳出構造(対国民所得比 一般会計)



(参考)主要税目の推移

	昭和49年度	平成13年度
法人税	5.2	2.8
所得税	4.8	4.8
相続税	0.3	0.5
消費税	-	2.6
物品税	0.5	-
経済協力費	-	0.1
中小企業対策費	-	0.1
エネルギー対策費	-	0.0
農水省所管歳出額	-	2.0
平成13年度	-	0.3
	-	0.1
	-	0.2
	-	1.0

(注)1. <>書は、一般会計歳出から国債費、地方交付税交付金等を除いたもの(の比率である。
2. 「地方交付税交付金等」には「地方交付税交付金」及び「地方特例交付金」を含む。
3. 国債費のうち建設国債分は、12年度末の普通国債残高のうち建設国債の割合を単純に乘じて算出した推計値である。

国の一般会計歳出・一般歳出と地方交付税(一般会計・特別会計)の推移

(単位: 億円)

年 度	一般会計歳出		一般歳出		地方交付税			
	伸率		伸率		(一般会計ベース)	(特会出口ベース)	伸率	
48	142,841	24.6%	107,984	22.5%	27,812	26.7%	29,074	16.6%
49	170,994	19.7%	128,550	19.0%	33,823	21.6%	34,144	17.4%
50	212,888	24.5%	158,408	23.2%	44,086	30.3%	44,296	29.7%
51	242,960	14.1%	188,217	18.8%	38,096	▲13.6%	51,874	17.1%
52	285,143	17.4%	215,435	14.5%	46,221	21.3%	57,055	10.0%
53	342,950	20.3%	256,756	19.2%	53,967	16.8%	70,400	23.4%
54	386,001	12.6%	292,336	13.9%	52,882	▲2.0%	76,895	9.2%
55	425,888	10.3%	307,332	5.1%	65,452	23.8%	80,775	5.0%
56	467,881	9.9%	320,504	4.3%	80,835	23.5%	87,166	7.9%
57	496,808	6.2%	326,200	1.8%	92,309	14.2%	93,300	7.0%
58	503,796	1.4%	326,195	▲0.0%	73,151	▲20.8%	88,685	▲4.9%
59	506,272	0.5%	325,857	▲0.1%	88,864	21.5%	85,227	▲3.9%
60	524,996	3.7%	325,854	▲0.0%	96,901	9.0%	94,499	10.9%
61	540,886	3.0%	325,842	▲0.0%	101,850	5.1%	98,309	4.0%
62	541,010	0.0%	325,834	▲0.0%	101,841	▲0.0%	98,894	0.6%
63	566,997	4.8%	329,821	1.2%	109,056	7.1%	106,286	7.5%
元	604,142	6.6%	340,805	3.3%	133,688	22.6%	124,690	17.3%
2	662,368	9.6%	353,731	3.8%	152,751	14.3%	137,594	10.3%
3	703,474	6.2%	370,365	4.7%	159,749	4.6%	148,404	7.9%
4	722,180	2.7%	386,988	4.5%	157,719	▲1.3%	156,792	5.7%
5	723,548	0.2%	399,168	3.1%	156,174	▲1.0%	154,351	▲1.6%
6	730,817	1.0%	408,548	2.3%	127,578	▲18.3%	155,020	0.4%
7	709,871	▲2.9%	421,417	3.1%	132,154	3.6%	161,529	4.2%
8	751,049	5.8%	431,409	2.4%	136,038	2.9%	168,410	4.3%
9	773,900	3.0%	438,067	1.5%	154,810	13.8%	171,276	1.7%
10	776,692	0.4%	445,362	1.7%	158,702	2.5%	175,189	2.3%
11	818,601	5.4%	468,878	5.3%	128,831	▲18.8%	208,642	19.1%
					6,399	皆増	6,399	皆増
12	849,871	3.8%	480,914	2.6%	140,163	8.8%	214,107	2.6%
					9,140	42.8%	9,140	42.8%
13	826,524	▲2.7%	486,589	1.2%	159,211	13.6%	203,498	▲5.0%
					9,018	▲1.3%	9,018	▲1.3%
14	812,300	▲1.7%	475,472	▲2.3%	161,080	1.2%	195,449	▲4.0%
					9,036	0.2%	9,036	0.2%
15	817,891	0.7%	475,922	0.1%	163,926	1.8%	180,693	▲7.5%
					10,062	11.4%	10,062	11.4%

(注1) 計数は当初予算ベース。
(注2) 11年度以降の下段は、地方特例交付金である。

地方交付税(一) 国庫金・特別会計金(当年初)

	地方交付税				特会交付金 (新規)			
	(一般会計ベース)		(特会出口ベース)		(一般会計ベース)		(特会出口ベース)	
	増減	伸率	増減	伸率	増減	伸率	増減	伸率
29	1,216		1,216		0		0	
30	1,374	13.0%	1,419	203	0	0.0%	0	0.0%
31	1,628	18.5%	1,628	209	0	0.0%	0	0.0%
32	1,868	14.7%	1,954	326	0	0.0%	0	0.0%
33	2,240	19.9%	2,240	286	0	0.0%	0	0.0%
34	2,486	11.0%	2,486	246	0	0.0%	0	0.0%
35	2,835	14.0%	2,865	379	0	0.0%	0	0.0%
36	3,530	24.5%	3,773	908	0	0.0%	0	0.0%
37	4,480	26.6%	4,581	808	0	0.0%	0	0.0%
38	5,398	20.5%	5,503	922	0	0.0%	0	0.0%
39	6,214	15.1%	6,351	848	0	0.0%	0	0.0%
40	7,162	15.3%	7,132	781	0	0.0%	0	0.0%
41	7,507	4.8%	7,467	336	0	0.0%	0	0.0%
42	8,981	19.6%	8,921	1,454	0	0.0%	0	0.0%
43	10,923	21.6%	11,113	2,192	250	(皆増)	250	(皆増)
44	13,334	22.1%	13,892	2,779	250	(皆増)	250	(皆増)
45	16,629	24.7%	16,925	3,033	0	0.0%	0	0.0%
46	20,544	23.5%	20,464	3,539	1,296	(皆増)	1,296	(皆増)
47	21,954	6.9%	24,939	4,475	1,600	23.5%	304	23.5%
48	27,812	26.7%	29,074	4,135	3,950	40.6%	2,650	40.6%
49	33,823	21.6%	34,144	5,070	3,950	100.0%	3,950	100.0%
50	44,086	30.3%	44,296	10,152	0	0.0%	0	0.0%
51	38,096	13.6%	51,874	7,578	13,141	(皆増)	13,141	(皆増)
52	46,221	21.3%	57,055	5,181	9,400	28.5%	3,741	28.5%
53	53,967	16.8%	70,400	13,345	15,500	64.9%	6,100	64.9%
54	52,882	2.0%	76,895	6,495	22,800	47.1%	7,300	47.1%
55	65,452	23.8%	80,775	8,380	8,950	60.2%	1,620	60.2%
56	80,835	23.5%	87,166	6,391	3,320	55.3%	2,630	55.3%
57	92,309	14.2%	93,300	6,134	2,098	61.9%	778	61.9%
58	73,451	19.5%	88,685	4,615	18,958	803.6%	16,860	803.6%
59	88,864	21.5%	85,227	3,658	0	100.0%	0	100.0%
60	96,901	9.0%	94,499	9,272	0	0.0%	0	0.0%
61	101,850	5.1%	98,309	3,810	0	0.0%	0	0.0%
62	101,841	0.0%	98,894	585	0	0.0%	0	0.0%
63	109,056	7.1%	106,286	7,392	0	0.0%	0	0.0%
元	133,688	22.6%	124,690	18,404	0	0.0%	0	0.0%
2	152,751	14.3%	137,594	12,904	0	0.0%	0	0.0%
3	159,749	4.6%	148,404	10,810	0	0.0%	0	0.0%
4	157,719	1.3%	156,792	8,388	0	0.0%	0	0.0%
5	156,174	0.9%	154,351	2,441	0	0.0%	0	0.0%
6	127,578	2.6%	155,020	668	29,179	(皆増)	29,179	(皆増)
7	132,154	3.6%	161,529	6,509	33,399	14.5%	4,220	14.5%
8	136,038	2.9%	168,410	6,881	36,897	10.5%	3,498	10.5%
9	154,810	13.8%	171,276	2,866	18,330	50.3%	18,567	50.3%
10	158,702	2.5%	175,189	3,913	19,457	6.1%	1,127	6.1%
11	135,930	23.4%	215,041	39,852	84,193	332.7%	64,736	332.7%
12	149,303	10.4%	223,247	8,206	80,881	53.9%	3,812	53.9%
13	168,229	12.7%	212,516	10,731	43,487	25.8%	3,394	25.8%
14	170,116	1.1%	204,485	8,031	35,649	20.9%	7,838	20.9%
15	173,988	2.3%	190,755	13,730	19,515	11.2%	1,613	11.2%

(共)一、三、五、七、九

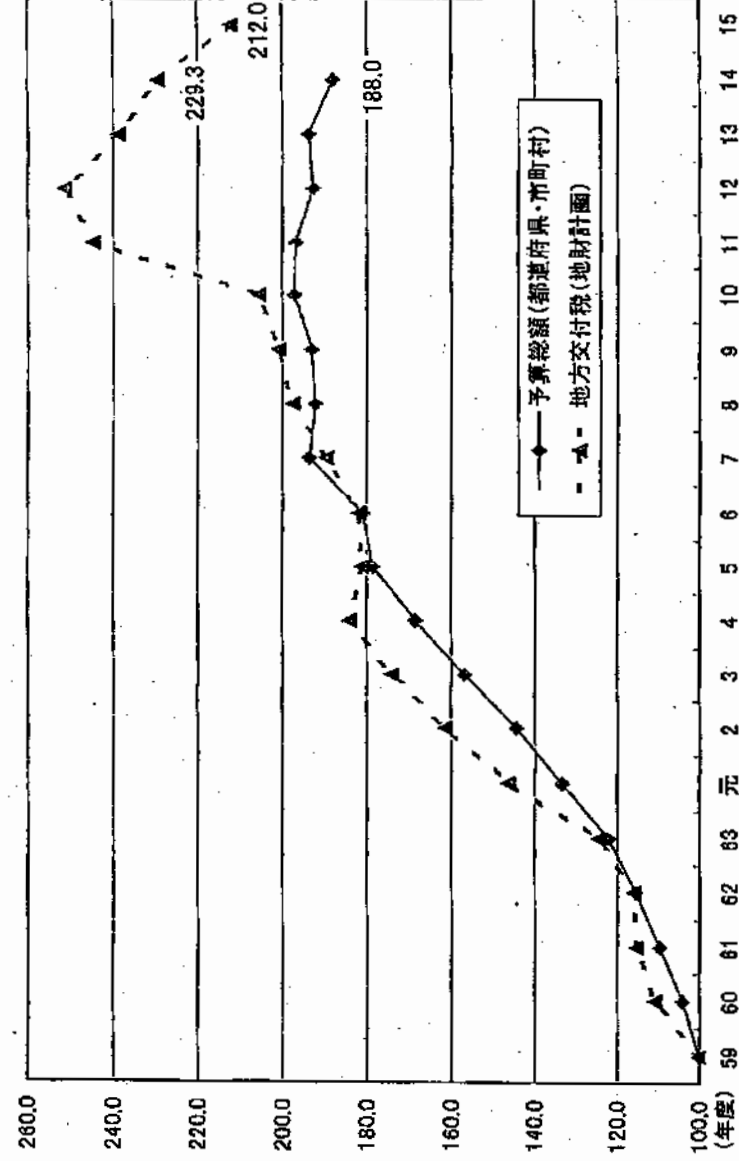
2. 11年度以降の一般会計及び特別会計の計数は、地方特例交付金を含めた額である。

地方交付税率の推移

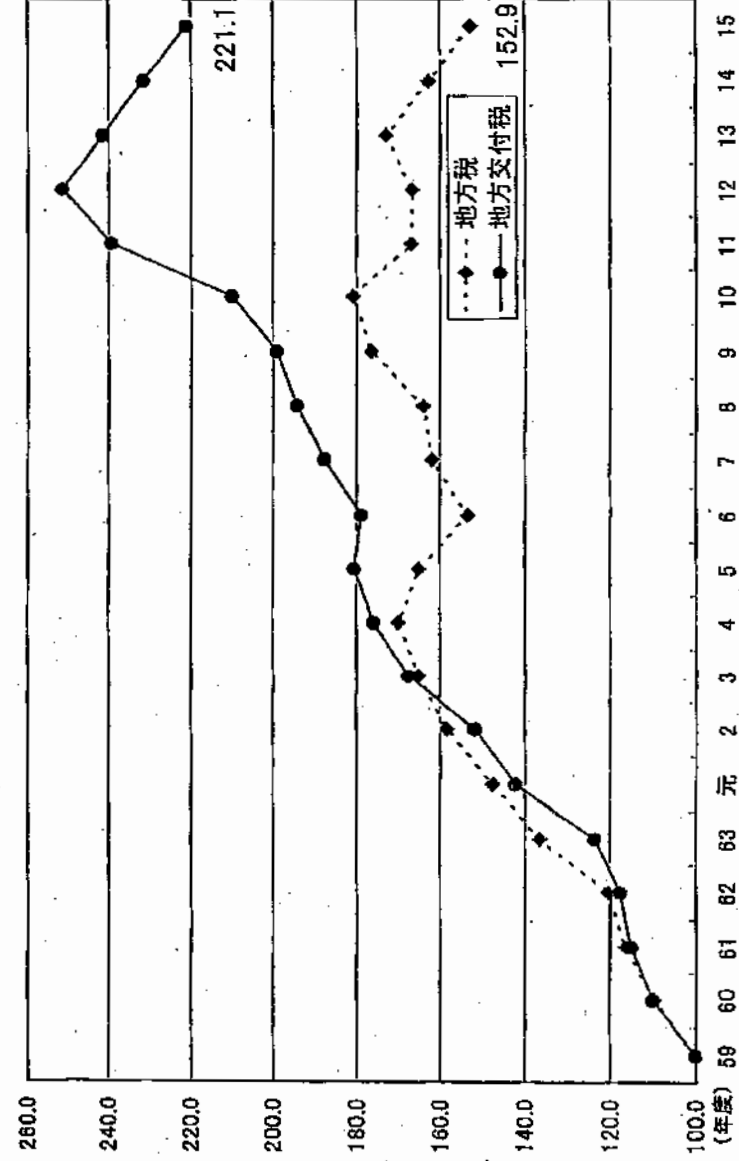
(単位: %)

年 度	地 方 交 付 税 率		
	国 税 三 税	消 費 税	たばこ税
昭和 29	(当初予算) 所得税 19.66 法人税 19.66 酒 税 20.0		
	(補正後予算) 所得税 19.874 法人税 19.874 酒 税 20.0		
30	22.0		
31	25.0		
32	26.0		
33	27.5		
34 ~ 36	28.5		
37 ~ 39	28.9		
40	29.5		
41 ~ 63	32.0		
平成 元 ~ 8	32.0	24.0	25.0
9 ~ 10	32.0	29.5	25.0
11	所得税 32.0 法人税 32.5 酒 税 32.0	29.5	25.0
12 ~	所得税 32.0 法人税 35.8 酒 税 32.0	29.5	25.0

都道府県・市町村予算総額と地方交付税の伸び(59年度=100)



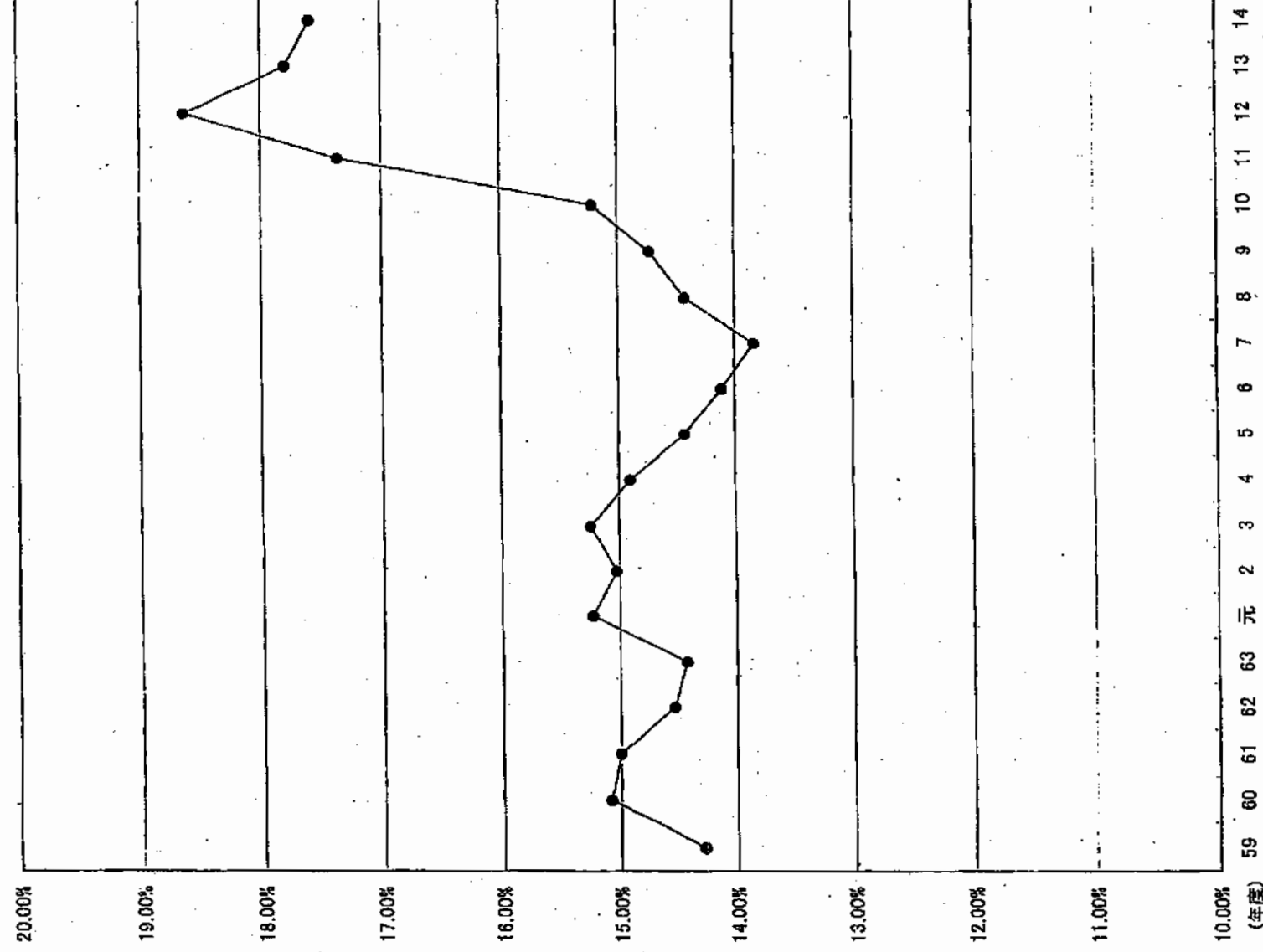
都道府県・市町村予算における交付税・地方税の伸び(59年度=100)



(注1) 14年度までの都道府県・市町村の予算額は、9月補正後のもの(各年度地方財政白書より抜粋)を使用した。

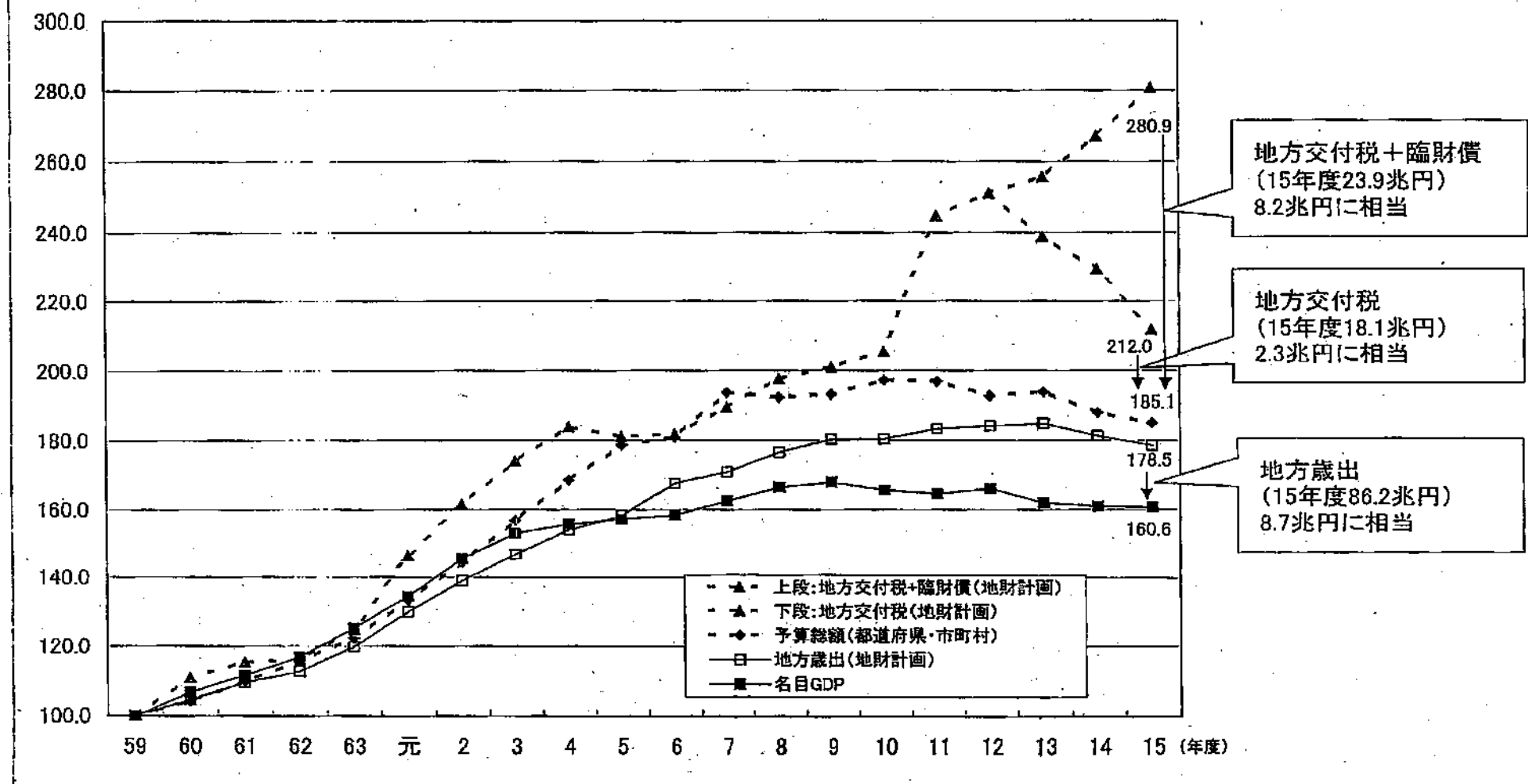
(注2) 15年度については、地方交付税の予算額は地財計画計上額、地方税については、14年度の予算額(9月補正後)を地財計画計上額に法定外税収を加えた額の伸びを用いて推計した額を使用した。

都道府県・市町村予算総額に占める地方交付税の割合の推移



(注) 予算額は、9月補正後（各年度地方財政白書より抜粋）のものを使用した。

○都道府県・市町村予算総額と地方交付税(及び臨時財政対策債)の伸び(59年度=100)
 ○名目GDPと地方歳出の伸び(59年度=100)



(注1) 14年度までの都道府県・市町村の予算額は、9月補正後のもの(各年度地方財政白書より抜粋)を使用した。

(注2) 15年度の予算総額は、地方財政計画の規模の伸率で延長して推計したものを使用した。

(注3) 名目GDPは、93SNAベースで、13年度までは実績、14年度は実績見込み、15年度は見通し。

(注4) 地方交付税、臨時財政対策債及び地方歳出は、地方財政計画ベース。

3. 地方財政計画の見直し

地方財政計画をめぐる当面の対応のポイント

1. 交付税総額の量的縮減

増加した地方財政計画の歳出項目を適切に見直して縮減するとともに、歳入項目についても適切に見直して増額し、交付税総額の縮減を図る。

2. 地方財政計画の見直しにより財源保障対象を見直して縮小

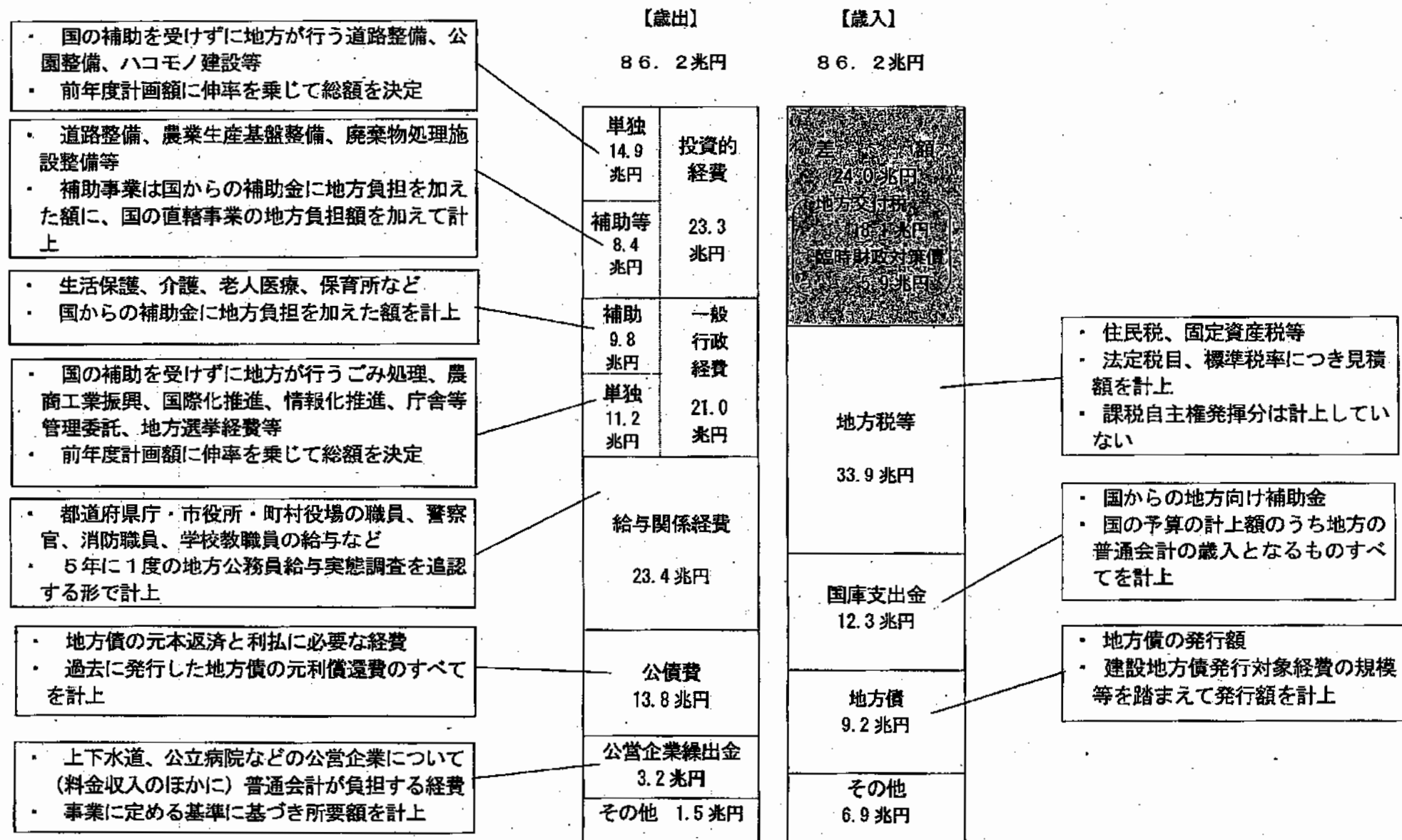
地方財政計画を見直し、真に財源保障すべき対象を絞る。

3. 交付税総額決定システムの質的改革

自治体の財政運営に自助努力（課税自主権発揮や行革等の歳出削減努力）を促すインセンティブを与える観点から、交付税総額決定システム（地方財政計画の策定過程）において自助努力を求める形とする。

（注）将来的には、財源保障機能を廃止し、財政調整機能に限る。

地方財政計画の各費目の概要



地方財政計画の各費目の見直しについて

《投資的経費（単独）》

- ・ 実態の額が計画額を大幅に下回る状態
⇒ 計画額を実態に合わせて削減すべき
- ・ 事業実施について自治体に選択の余地があるのに全額が財源保障対象
⇒ 歳出削減の自助努力があるべき。財源保障対象の絞り込みが必要

《補助事業（投資的経費・一般行政経費）》

- ・ 事業の性格を問わず、「補助金+補助費」が計画に計上され、補助費が財源保障の対象となる
⇒ 奨励的補助金等に係る事業（事業実施に自治体の選択の余地がある事業）について、補助金依存を改める視点も踏まえて財源保障対象の絞り込みが必要
(注) 国の予算（補助金）の性格と地方財政計画の性格との関係に留意

《一般行政経費（単独）》

- ・ 事業実施について自治体に選択の余地や工夫の余地があるのに財源保障
⇒ 歳出削減の自助努力があるべき。財源保障対象の絞り込みが必要
- ・ 様々な内容の経費が含まれるが、まず、総額が対前年度比で決まる面が強い
⇒ 個々の経費の内容を踏まえた積上げが必要ではないか

《給与関係経費》

- ・ 地方公務員給与の実態を追認する形で計上。地域の民間給与との格差や国の同等の職種の給与水準との格差が是正されず過大計上されている場合がある
⇒ 実態上の問題について、計画計上時にあるべき水準に是正すべき
- ・ 地方の定員は国に比べて依然高い水準
⇒ 地方行革の観点も踏まえ、計画上の人員を更に削減すべき

《公債費》

- ・ 発行された地方債の元利償還費のすべてが財源保障対象のため、地方債発行にモラルハザードが生じてないか
⇒ 財源保障対象の絞り込みが必要

《公営企業繰出金》

- ・ 下水道のように収支状況に照らして繰出金が過大と見られる事業がある
⇒ 独立採算が基本であり、普通会計の負担を見直すべき

【歳出】

86.2兆円

単独 14.9 兆円	投資的 経費
補助等 8.4 兆円	23.3 兆円
補助 9.8 兆円	一般 行政 経費
単独 11.2 兆円	21.0 兆円
給与関係経費	
23.4兆円	
公債費	
13.8兆円	
公営企業繰出金	
3.2兆円	
その他 1.5兆円	

【歳入】

86.2兆円

差額 24.0兆円
地方交付税 18.1兆円
臨時財政対策債 5.9兆円
地方税等
33.9兆円
国庫支出金
12.3兆円
地方債
9.2兆円
その他
6.9兆円

《地方税》

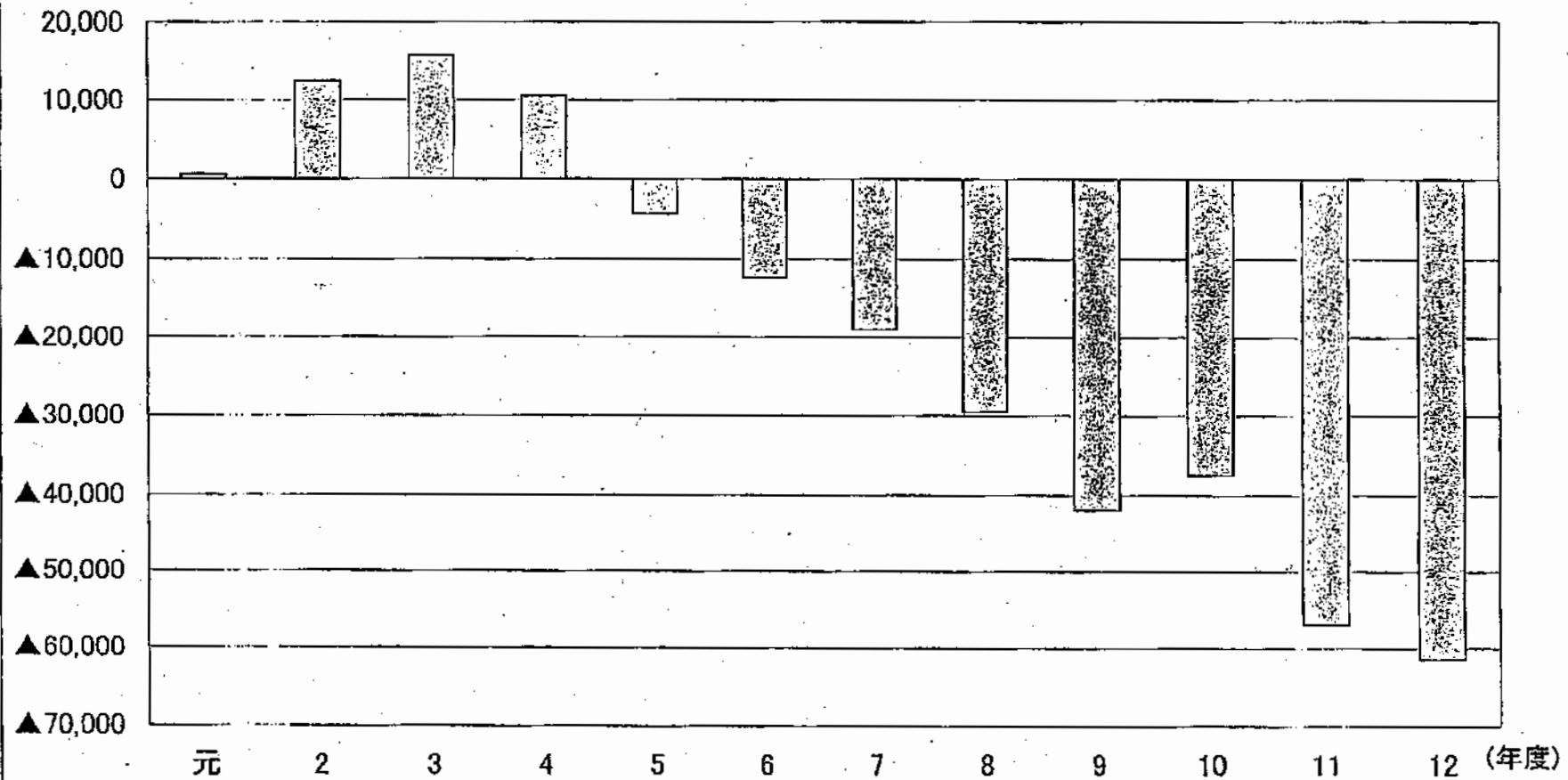
- ・ 課税自主権を発揮しないことが前提で法定税目・標準税率による見積額を計上
⇒ 理想的な地方行財政運営の観点から、課税自主権発揮相当分を計上すべき
(注) 課税自主権発揮のあり方と地方財政計画の性格との関係に留意

《地方債》

- ・ 建設地方債は、発行可能額の約50%のみ計上
⇒ 建設地方債の歳入計上額を引き上げ、発行可能額との差（スキマ）を減らすべき

投資単独の決算と計画の乖離額の推移

(億円)



地財計画 a	112,757	120,638	134,155	163,472	188,464	185,759	197,479	200,474	200,453	192,483	192,483	184,574
決算額 b	113,402	133,037	149,924	173,962	184,138	173,419	178,429	171,012	158,501	154,983	135,689	123,136
乖離額(b-a)	645	12,399	15,769	10,490	▲4,326	▲12,340	▲19,050	▲29,462	▲41,952	▲37,500	▲56,794	▲61,438

一般行政経費と投資単独の計画と決算の比較

(単位:億円)

年度	一般行政経費			投資単独		
	地財計画(修正後)a	決算額(修正後)b	乖離額(b-a)	地財計画(修正後)a	決算額(修正後)b	乖離額(b-a)
元	124,124	159,957	35,833	112,757	113,402	645
2	130,330	191,397	61,067	120,638	133,037	12,399
3	141,079	216,219	75,140	134,155	149,924	15,769
4	148,136	226,398	78,262	163,472	173,962	10,490
5	143,796	217,104	73,308	188,464	184,138	▲4,326
6	147,613	229,250	81,637	185,759	173,419	▲12,340
7	158,136	247,794	89,658	197,479	178,429	▲19,050
8	158,025	244,921	86,896	200,474	171,012	▲29,462
9	161,410	247,308	85,898	200,453	158,501	▲41,952
10	178,384	269,660	91,276	192,483	154,983	▲37,500
11	189,440	279,447	90,007	192,483	135,689	▲56,794
12	188,041	265,305	77,264	184,574	123,136	▲61,438
13	205,994			175,000		
14	208,068			157,500		
15	210,263			148,800		

(注1)「地財計画(修正後)」と「決算額(修正後)」とは、地財計画を補正後ベースに、決算額を地財計画補正後ベースにそれぞれ修正したものである。

(注2)13年度から15年度までの計数は、地財計画ベース。

投資的経費(単独事業)の計画と決算

(単位: 億円、%)

	地財計画				決算			予算	伸率
	当初	伸率	修正後①	伸率	修正後②	乖離②-①	伸率	(普通建設事業費)	
6	185,665	12.0	185,759	▲ 1.4	173,419	▲ 12,340	▲ 5.8	200,110	▲ 1.4
7	195,000	5.0	197,479	6.3	178,429	▲ 19,050	2.9	200,227	0.1
8	201,000	3.1	200,474	1.5	171,012	▲ 29,462	▲ 4.2	197,975	▲ 1.1
9	201,000	0.0	200,453	▲ 0.0	158,501	▲ 41,952	▲ 7.3	183,189	▲ 7.5
10	193,000	▲ 4.0	192,483	▲ 4.0	154,983	▲ 37,500	▲ 2.2	175,283	▲ 4.3
11	193,000	0.0	192,483	0.0	135,689	▲ 56,794	▲ 12.4	154,120	▲ 12.1
12	185,000	▲ 4.1	184,574	▲ 4.1	123,136	▲ 61,438	▲ 9.3	140,361	▲ 8.9
13	175,000	▲ 5.4	175,000	▲ 5.2	116,487	▲ 58,513	▲ 5.4	132,758	▲ 5.4
14	157,500	▲ 10.0	157,500	▲ 10.0	104,722	▲ 52,778	▲ 10.1	119,343	▲ 10.1
15	148,800	▲ 5.5	148,800	▲ 5.5	98,962	▲ 49,838	▲ 5.5		
16					90,550		▲ 8.5		

○ 決算(修正後)の推計の考え方

13' 及び14' は、予算額(普通建設事業費)の伸率、15' は、地財計画額の伸率を適用

16' 決算(修正後)の推計値は、過去5年(11'~15')の平均伸率(▲8.5)を適用

○ 網かけは、推計値

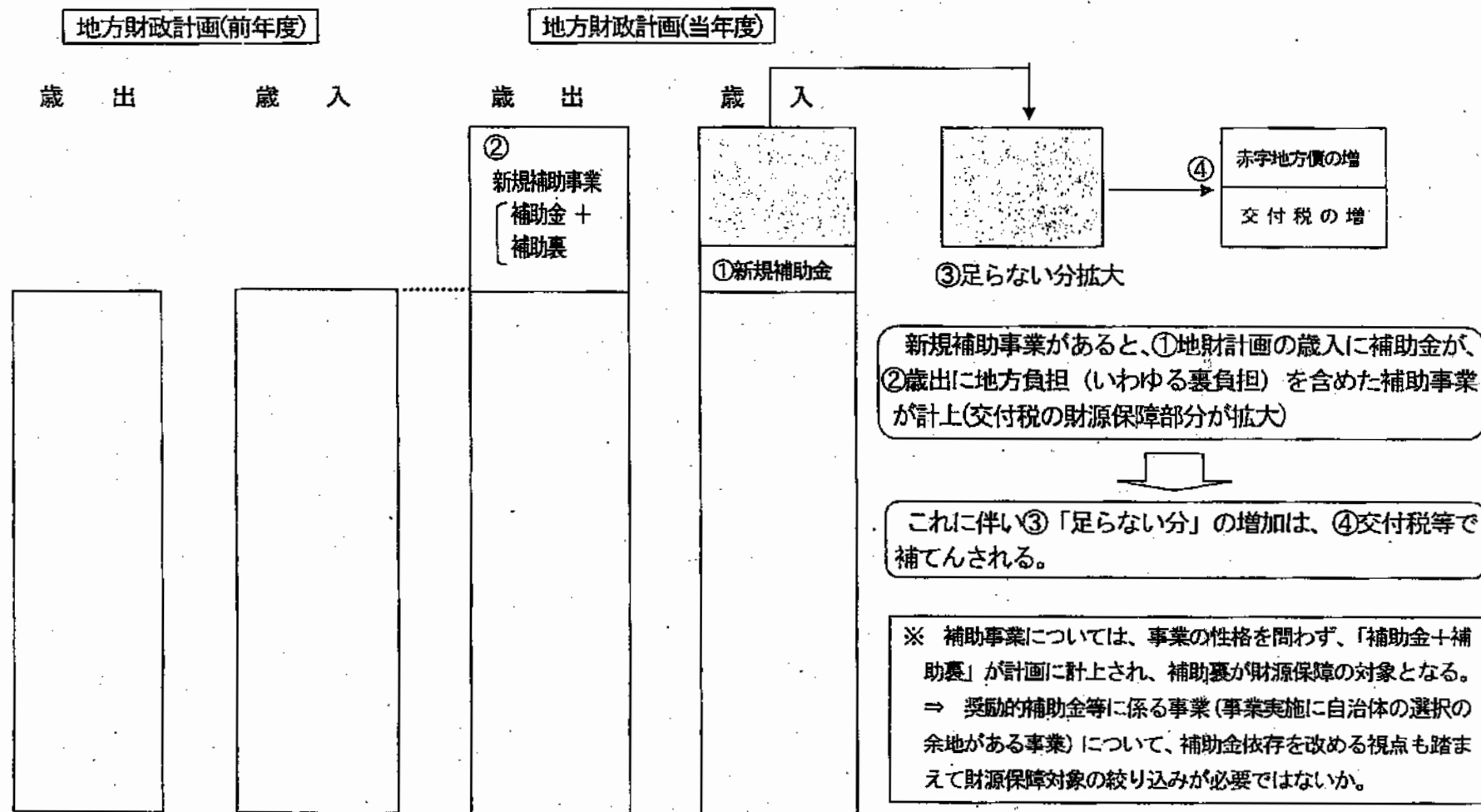
「投資的経費単独」と「その他経費」の計画と実態の関係

見 合 い の 歳 入	その他の経費 ┌ 一般行政経費 単独、給与関 係経費等 投資的経費 単 独
その他の経費 	投資的経費 単 独
見 合 い の 歳 入	

地方財政計画

実 態

新規補助事業に伴う財源保障拡大のイメージ



1 公と民とのコスト比較

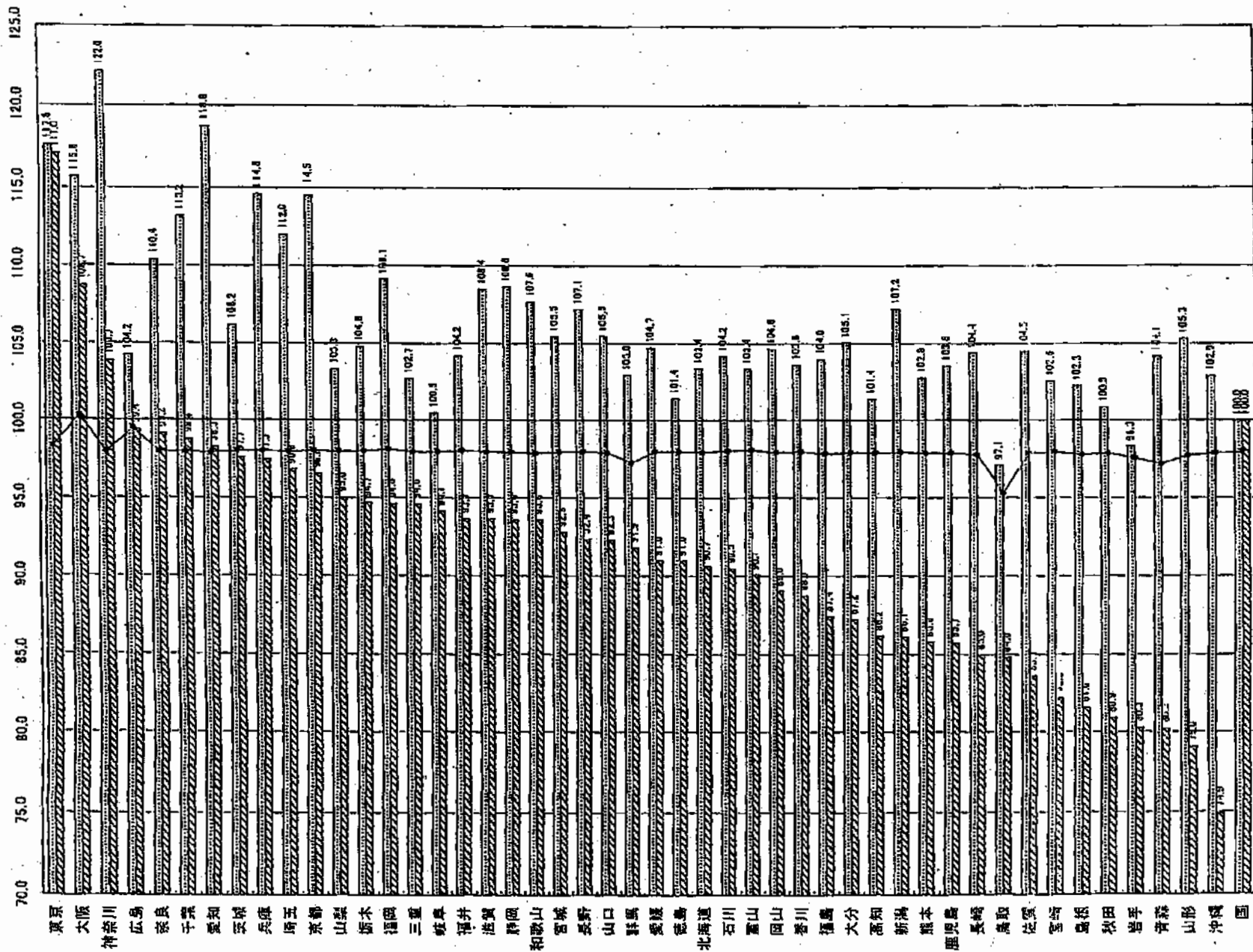
今回、調査を行ったもののうち、重要なものについての公と民とのコスト比較（公立（直営）のコストを100とした場合の民間コスト）は、次のとおりである。

（平成10年度決算）

項 目	公・民のコスト比 公立（直営）100の 民間のコスト	備 考
可燃ごみ収集	44.6%	トン当り経費
不燃ごみ収集	54.2%	"
学校給食	47.4%	1食当り経費
"	22.2%	職員1人当り経費 正規職員と嘱託とのコスト比
運転手つき公用車	16.3%	キロ当り経費 タクシーとの比較
学校用務員	29.8%	職員1人当り経費 正規職員と嘱託とのコスト比
学校警備員	28.2%	"
"	6.1%	1校当り 民間（機械警備）に委託
庁舎清掃	47.6%	年間経費
電話交換	34.7%	"
市役所案内業務	31.6%	"
守衛	54.1%	"
庁舎警備	58.3%	"
体育スポーツ施設	72.0%	" スポーツ振興公社、シルバー人材センター等に委託
文化会館・市民会館	74.2%	" 市振興公社等に委託
児童館	44.9%	" 社会福祉協議会等に委託
"	18.4%	" 地元ボランティア等を活用
老人福祉センター	86.1%	" 社会福祉協議会等に委託
コミュニティセンター	44.3%	" 地域住民組織等
ごみ焼却場	78.0%	"
水道事業浄水場	70.3%	"
下水道終末処理場	47.6%	"
保育園	27.4%	園児1人1月当り単独市費持出額
幼稚園	28.7%	" 公費（県＋市）補助額
学童保育	35.0%	" 市費投入額、正規職員と嘱託とのコスト比

国家公務員と地方公務員・民間企業と地方公務員の給与比較(地域別)

棒グラフ上段は国家公務員給与を100とした場合の各都道府県における地方公務員給与の比率
 棒グラフ下段は民間賃金の全国平均を100とした場合の各都道府県における民間賃金の比率
 折れ線は各都道府県人事委員会が算定した給与の公民較差(プラスは公が民より低いことを示す)



注: 民間企業給与は厚生労働省「平成14年度賃金調査結果」(全産業、企業規模100人以上(施設)、男性労働者)により算定し、1,000人以上及び100人~999人の給与をもとに加重平均により算出した。公務員給与は、国家公務員給与、地方公務員給与、地方公務員給与にあっては14年の各地方人事委員会報告において示された給与の公民較差(プラスは公が民より低いことを示す)である。なお、職員の手当や年金、退職手当の算定も給与の算定に含む必要がある。

地方公務員の給与とその適正化

(平成13年版)

総務省自治行政局公務員部 (校料)
給与能率推進室

(1) 人事委員会勧告の考え方

問2 従来的人事委員会勧告等に関し今後改善を要すると思われることは何か。

答(1) 公民較差率の算定は勧告の基礎となるものであり、適正な勧告をするためには、民間との給与較差が的確に把握される必要があるが、必ずしも的確な公民較差が算定されていないと考えられる場合やその算定結果が明示されていない場合がある。

ア 給料表上の級区分と民間の職種 (職務上の地位) 区分との対応関係が明示されず、また人事院が公民較差率算定に当たって用いている対応関係に準じたものとなっていないこと。

イ 「わたり」が行われている場合、その者が本来属すべき級 (職務分類上の職務) にあるものとした上での給与比較が行われていないこと。

ウ 「所定内給与」と「所定外給与を加えたもの」とを比較するなど、給与比較を行う場合の給与の範囲が同一のものとなっていないこと。

エ 比較方式が職務上の地位に応じた学歴別、年齢別の適正なラスパイス方式によっていないこと。

オ いわゆる積残し率の算定方法が明確でなく、計算方法が国家公務員の例に準じていないこと。

(2) 改定すべき具体的な給料表の明示が無い場合がある。

(3) 給与改定は、給与水準の改定であるにもかかわらず、当該団体の給与水準の状況並びに国家公務員及び地域民間の給与水準との関係を感じせずに、単に国家公務員の給与改定率と同じ改定率を内容とする形式的な勧告がなされている事例が見受けられる。

例えば、国家公務員の給与水準が100で、民間の全国の実金水準が105とすると官民較差は5.0%となる。国においての給与改定は、この較差を埋めることを原則として行われ、その結果として給与水準は全国の実金水準と同一の水準 105 となる。

A団体の給与水準が107、当該地域民間の実金水準が99であるにもかかわらず、A団体の人事委員会が4.8%と国の較差率に近い公民較差率を算定し、A団体が国と同率の5.0%の給与改定を行ったとする。この結果給与水準は112.35(107×1.05)となり、国家公務員との比較では107(112.35÷105)となってその水準差は是正されず、また、当該地域の民間の実金水準に比べ約13.5%

$$\left(\frac{112.35 \times 100}{99} = 113.5 \right)$$
 高い水準となる。上記(1)のような問題を解明して公民較差率が適正に算定されたとすれば、単純計算によるその率は、 $\Delta 7.5\% \left(\frac{99-107}{107} \times 100 \right)$ となり逆較差が認められ

るはずである。すなわち、A団体の給与水準は、改定前において当該地域の民間の実金水準を既に上回っていることとなる。

給与勧告の本来の性格は給与水準勧告であり、目標とすべき給与水準が明らかにされた上で、その給与水準を表現するために必要な給料表及びその他改定に伴う措置が示されるべきである。

近年、報告又は勧告の在り方について検討が加えられ、また制度・運用の適正化に係る言及がなされるなど、改善される傾向が見られるが、まだ十分なものではなく、更に検討を要する点が残されていると考えられる。

(4) 給与勧告に至る経過、すなわち、公民較差率の算定方法、算定基準、算定結果、国家公務員と対比した給与水準の状況等が公表されておらず、不分明である場合が多い。

(IV) 高齢雇職員の給与及び退職手当の適正化

問4 退職手当を適正化するための留意点は何か。

答(1)ア 現行の退職手当制度は、長期勤続者に対する勤続報償という観点から形づくられており、その職員の退職の日における給料の月額を基礎として、その退職事由及び勤続期間に応じて一定の割合を乗じて算定される仕組みとされている。

イ 現在、国においては、退職手当額の計算の基礎となる俸給月額について、定年前早期退職者に対する特例のほか、勤務成績が特に良好な職員が20年以上勤続して退職する場合には1号俸特別昇給させることができ（人事院規則9—8第39条第3号）、また、20年以上勤務し、勲褒等の理由により退職する場合には退職手当の額を1割加算する特例制度（在職要件あり）がある。

ウ 国においては、退職手当の水準についても他の給与と同様民間との均衡が考慮されているところであり、また退職手当が長期勤続者を優遇するというものの退職手当の額を無制限に支給することが適当でないことから退職手当の最高限度額の制度を設けており、原則的には給料月額の60月分とし、勤続20年以上の勲褒による退職の場合には給料月額の62.7月分以内とされている。

2)ア 以上の国の退職手当制度に比べ、一部の地方公共団体においては退職手当が相当に高いことが指摘されているが、その原因は、退職事由別の最高支給率の是正は進んでいるものの①退職手当算出の基礎となる給料月額が高いこと、②退職時の特別昇給が多いこと、③役職者に一定額を加算して支給する役職加算、根拠の無い附加給付的な勤続加算、勲褒加算等の加算制度を設けていること、④勤続年数別の支給率が準則に比べて高いこと（いわゆる「中ぶくれ」）⑤最高限度支給率に至る勤続年数が準則に比べて短いこと等である。

イ 退職手当を適正化するには、総務省が示している「職員の退職手当に関する条例（案）」（昭28.9.10自内行発49）を基準として退職手当制度を定めることにより国の制度との均衡を図ることが最も適当である。この場合、次のような諸点に留意する必要がある。

(ア) 支給については、条例で明確に定めるべきものであり、基本的な事項の一部を長に對し包括的に委任するような規定を設けている団体にあっては、これを是正すること。

(イ) 支給率が国の基準を超えている団体にあってはこれを是正するとともに、勤続加算、役職加算等国の基準と異なる算定を行っているものは速やかにこれを廃止すること。

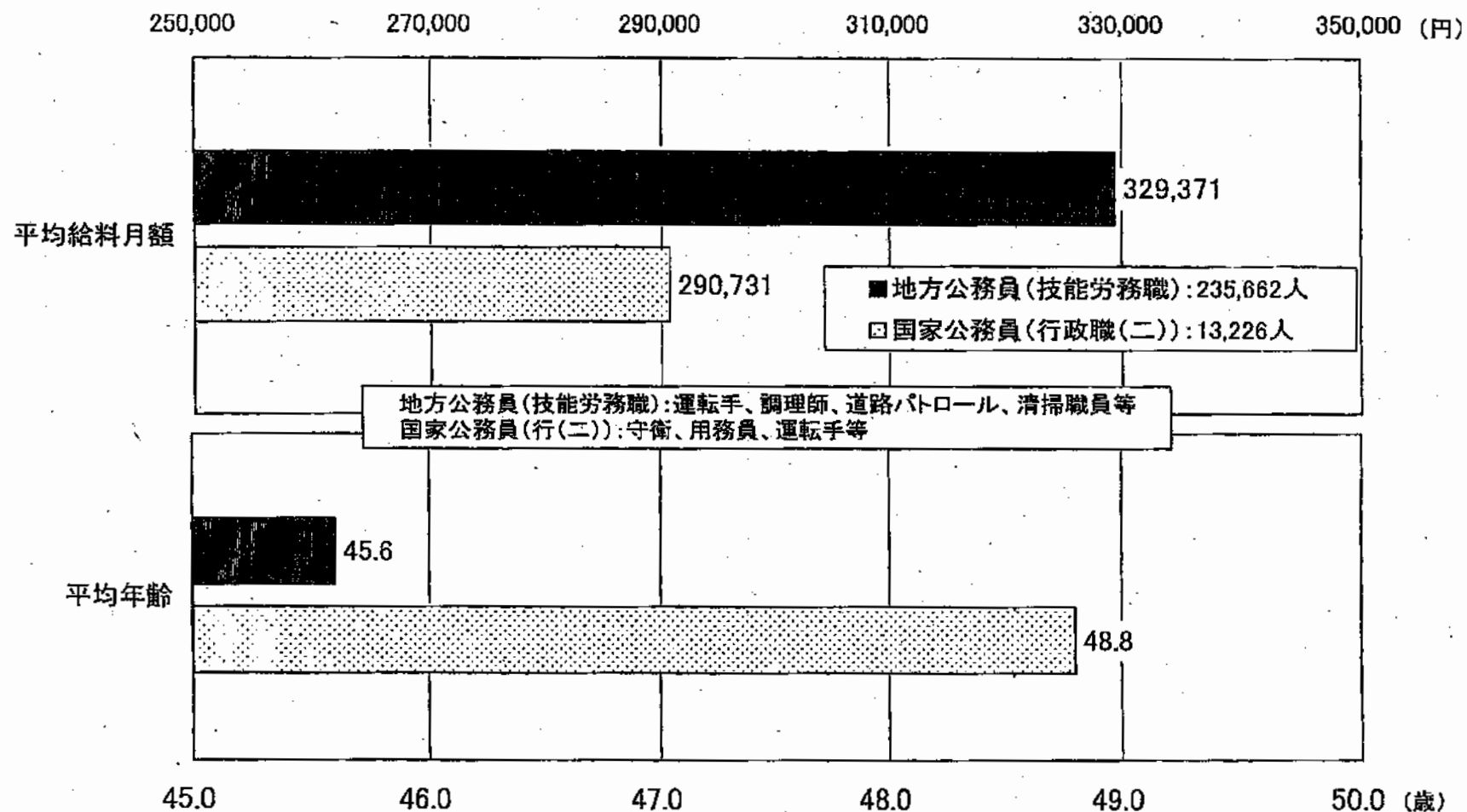
(ウ) 一部事務組合（退職手当組合）を設けている場合には、退職手当に関する事務は、すべて組合において処理されるべきものであり、その構成団体が当該団体の条例等により組合で支給するものとは別に退職手当を支給するようなことはすべきではないこと。

(エ) 勤続期間の計算についても国と異なる定めを設けているものにあつてはこれを是正すること。

(カ) 退職の発令の時期、退職時における特別昇給についても、必要な是正措置を講ずること。

ウ 当該退職手当条例を適正化するに当たっては、改正後の制度適用について猶予期間を設けるなどの扱いを考慮する方法もある。

地方公務員（技能労務職）と国家公務員（行政職（二種））の給与水準の比較



(注) 国家公務員は「国家公務員給与等実態調査(平成14年)」(人事院)、地方公務員は「地方公務員給与実態調査(平成14年4月1日現在)」(総務省)による。

<参 考 資 料>

15 地域における公務員給与等に対する各方面の意見 (抜粋)

(平成12～14年の間に人事院が行った有識者との意見交換等における意見)

【公務員給与に関する意見】(抄)

- ・ 地方の民間給与水準との比較において公務員給与の水準は高く、民間準拠になっ
ていない。中小企業が多い地域では特にその傾向が強い。
- ・ 特に地方において、技能・労務職員の給与は民間に比べ高過ぎる。
- ・ 国家公務員の給与は低過ぎる。一方、地方公務員の給与は高過ぎる。仕事の難易
度に見合った給与体系であるべき。

【地方公務員給与に関する意見】

- ・ 地方公務員の給与は、民間や国と比べて高い。
- ・ 国家公務員の給与が地方公務員の給与に連動しているので、地方によって官民格
差が大きい。
- ・ 地方における官民格差の方が大きいのではないか。したがって、地方公務員の給
与水準の見直しの方が、ある意味では国家公務員の給与水準の見直しよりも重要で
はないか。
- ・ 地方公務員給与とその地域との比較でここ数年較差があったとは思えない。
- ・ 地域の事業所の給与水準からすると比較にならない。人動並びで地方自治体も上
がっていくことに矛盾を感じる。
- ・ 地方公務員の給与は、必ずしも国に準拠するのではなく、自治体の体力や地域の
実情に合わせた仕組みとすべき。地方と地方の間でも違っても当然。

地方公務員数の推移

(単位:人)

年度	普通会計職員							公営企業等 会計職員	地方公務員 総数
	一般行政 部門職員	特 別 行 政 部 門			消防部門				
		教育部門	警察部門						
5 0	2,574,810	1,098,534	1,145,071	225,900	105,305	365,256	2,940,066		
5 5	2,786,619	1,155,856	1,269,533	240,335	120,895	381,125	3,167,744		
6 0	2,827,152	1,142,051	1,309,942	246,067	129,092	394,867	3,222,019		
2	2,821,039	1,138,702	1,297,802	250,513	134,022	407,279	3,228,318		
3	2,831,139	1,146,052	1,297,566	252,027	135,494	410,772	3,241,911		
4	2,838,779	1,156,028	1,292,262	252,506	137,983	415,512	3,254,291		
5	2,849,368	1,167,342	1,286,453	253,566	142,007	421,431	3,270,799		
6	2,855,044	1,174,514	1,281,001	253,994	145,535	427,448	3,282,492		
7	2,848,489	1,174,838	1,272,330	253,660	147,661	429,843	3,278,332		
8	2,843,098	1,174,547	1,263,616	255,295	149,640	431,383	3,274,481		
9	2,833,970	1,171,694	1,252,901	258,168	151,207	433,148	3,267,118		
1 0	2,817,096	1,165,968	1,239,730	259,150	152,248	432,398	3,249,494		
1 1	2,800,355	1,161,430	1,226,549	259,401	152,975	431,803	3,232,158		
1 2	2,775,388	1,151,533	1,210,793	259,615	153,447	428,909	3,204,297		
1 3	2,720,789	1,113,587	1,194,467	258,810	153,925	450,743	3,171,532		
1 4	2,698,110	1,100,039	1,181,307	262,453	154,311	446,213	3,144,323		

50→14	104.9	100.1	103.2	116.2	146.5	122.2	106.9
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

※ 50→14の欄は、50年度の職員数を100とした場合の14年度の数値
 ※ 計数は地方公共団体定員管理調査

(参考) 国家公務員数の推移

(単位:人)

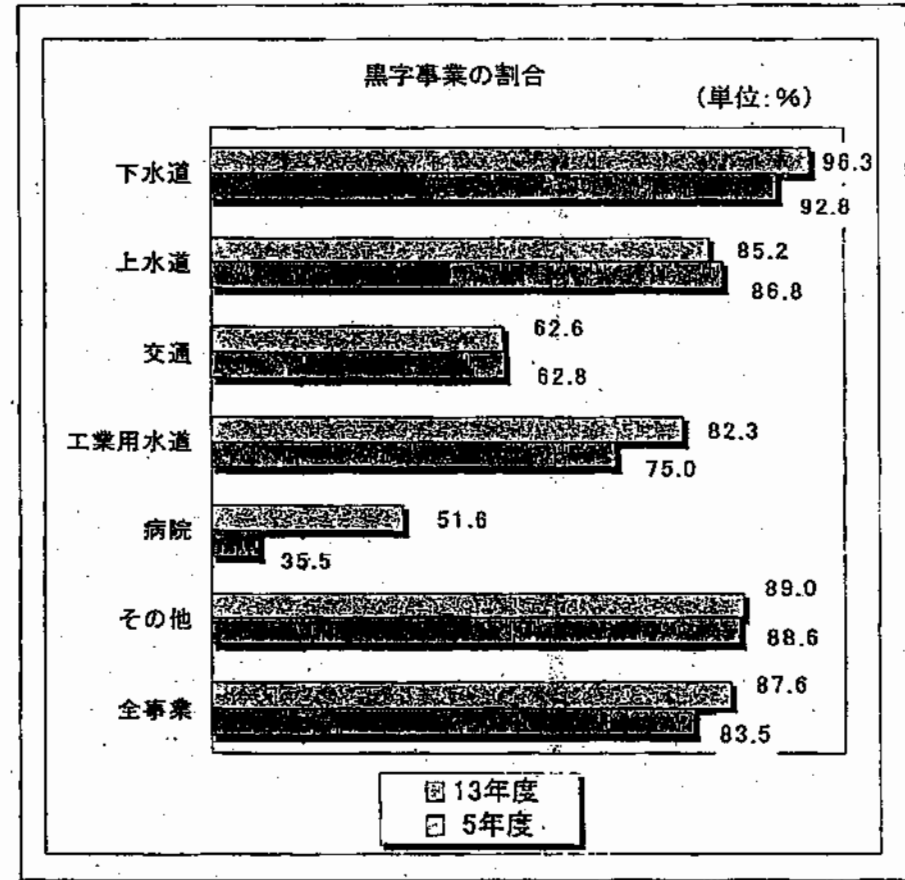
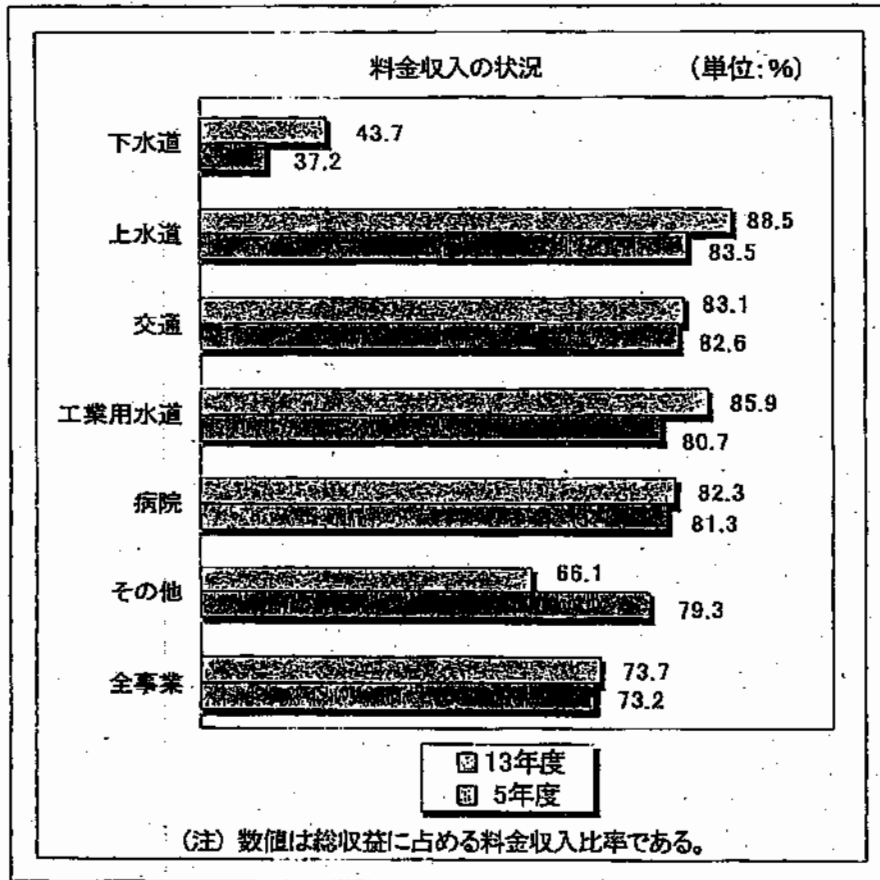
年度	行政機関			その他		国家公務員 総数
	非現業	現業		うち自衛官		
5 0	894, 042	531, 056	362, 986	297, 393	266, 899	1, 191, 435
5 5	898, 366	543, 105	355, 261	300, 810	270, 184	1, 199, 176
6 0	884, 701	538, 764	345, 937	302, 824	272, 162	1, 187, 525
2	866, 319	534, 136	332, 183	305, 442	274, 652	1, 171, 761
7	857, 204	534, 368	322, 836	304, 773	273, 801	1, 161, 977
8	855, 096	534, 059	321, 037	304, 765	273, 751	1, 159, 861
9	852, 877	533, 770	319, 107	303, 412	272, 358	1, 156, 289
1 0	849, 212	532, 770	316, 442	298, 402	267, 280	1, 147, 614
1 1	845, 648	531, 599	314, 049	296, 934	265, 733	1, 142, 582
1 2	840, 903	530, 120	310, 783	293, 356	262, 073	1, 134, 259
1 3	817, 225	510, 537	306, 688	289, 904	258, 581	1, 107, 129
1 4	807, 019	507, 846	299, 173	289, 711	258, 290	1, 096, 730

50→14	90.3	95.6	82.4	97.4	96.8	92.1
-------	------	------	------	------	------	------

※ 50→14の欄は、50年度の職員数を100とした場合の14年度の数値

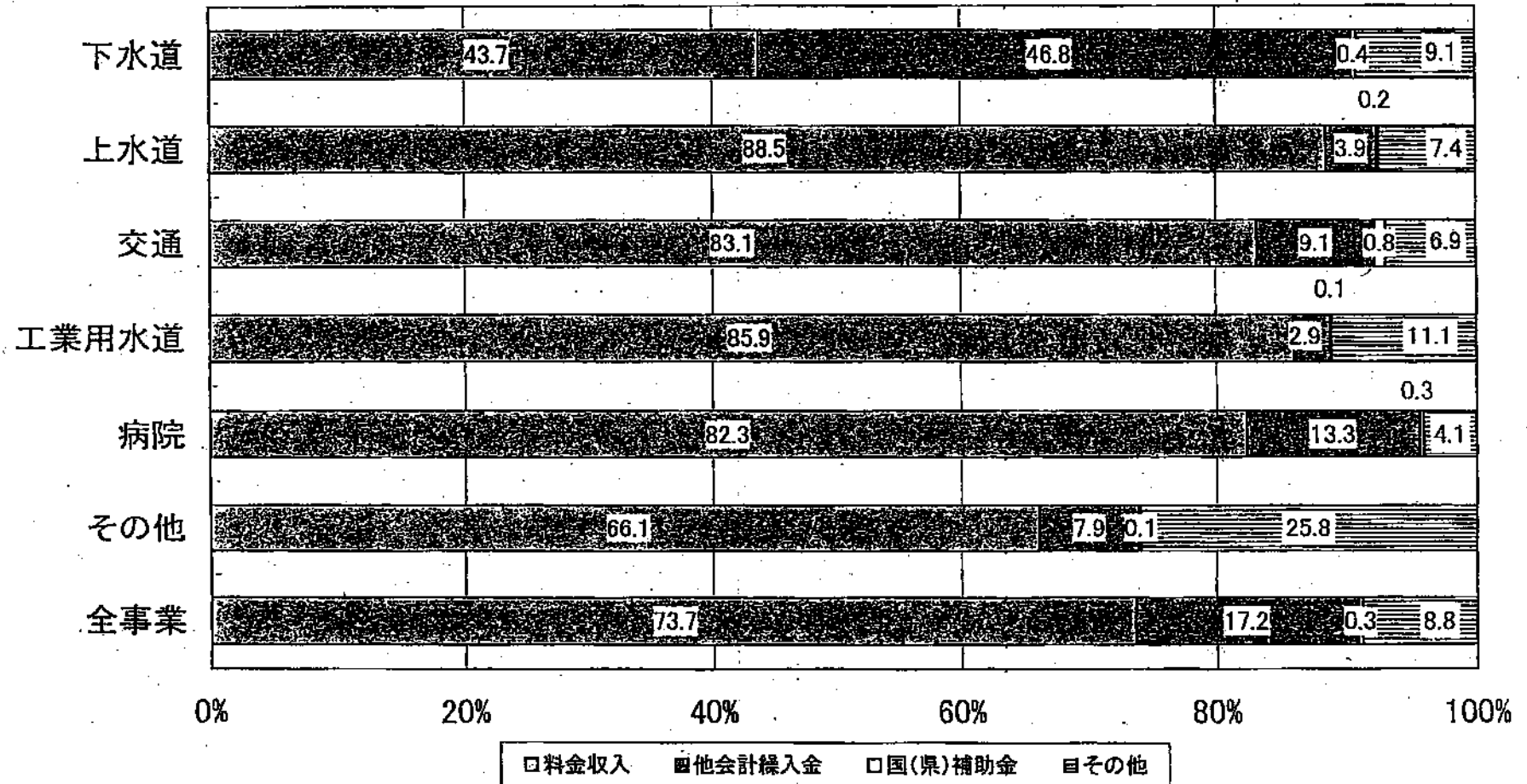
公営企業における料金収入と経営状況

独立採算が原則の公営企業においては、料金収入の割合を引き上げることで、地方の普通会計の負担（交付税の財源保障の対象）を絞るべきではないか。



(出典)「地方公営企業決算の概要」(総務省自治財政局)

地方公営企業の収入の構成(平成13年度)

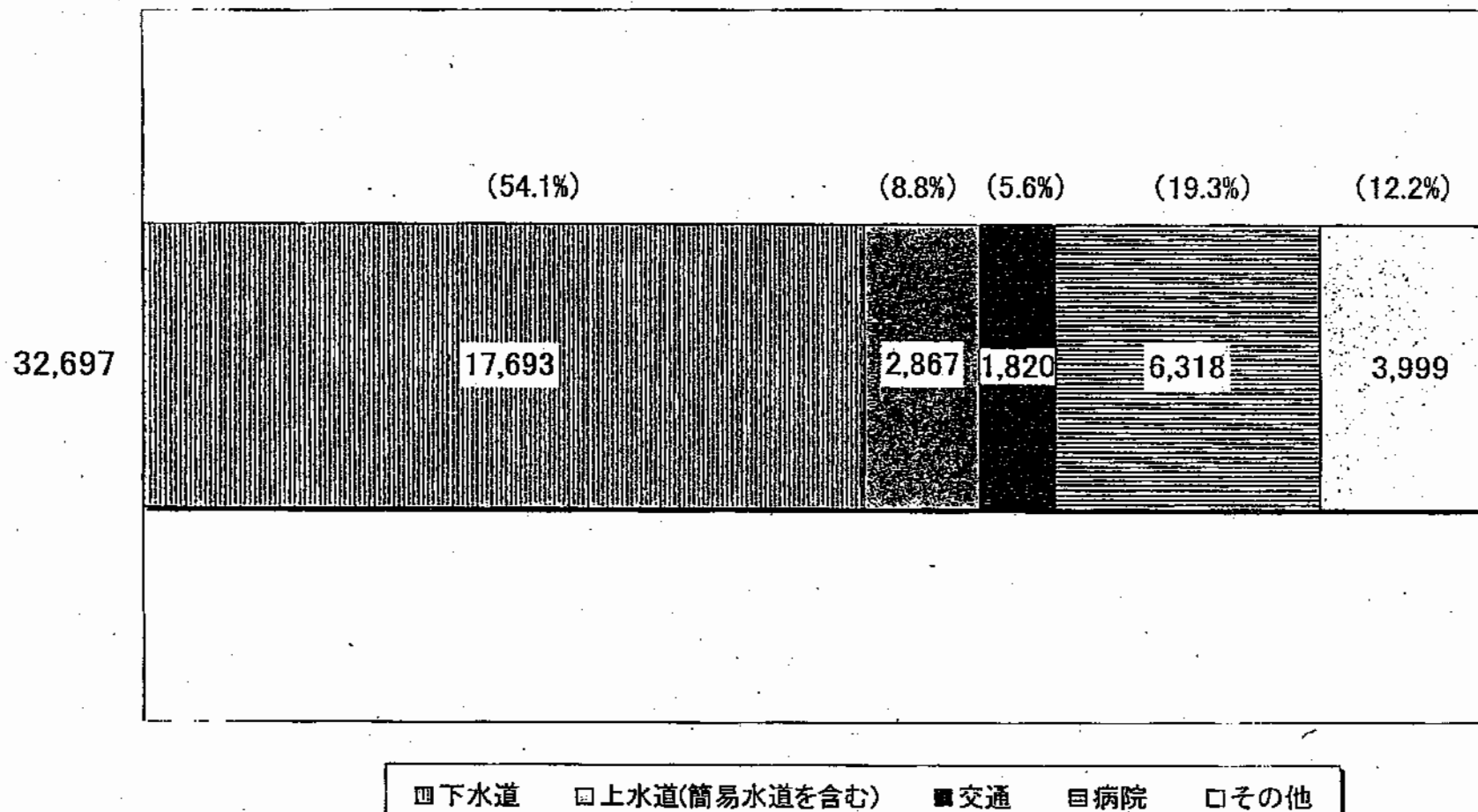


(注) 構成比は総収益に占める割合である。

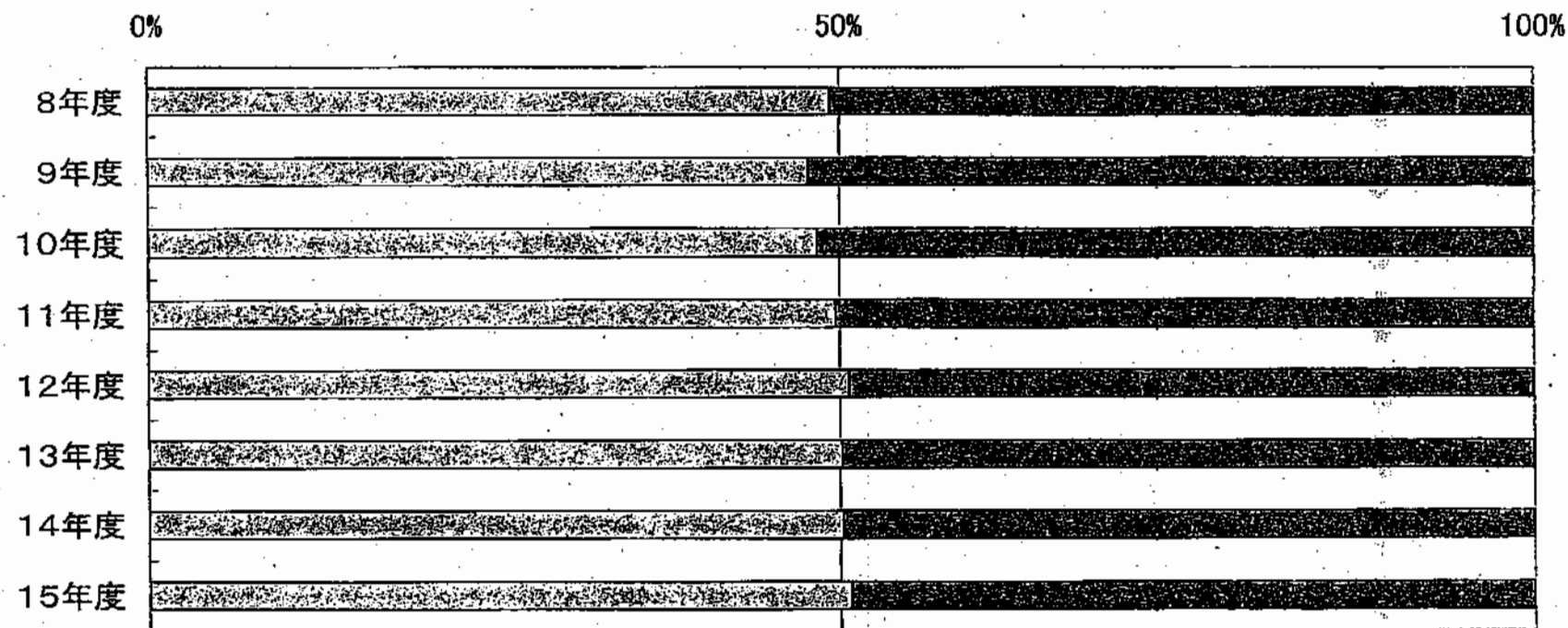
(出典)「地方公営企業決算の概要」(総務省自治財政局)

公営企業繰出金の事業別内訳(平成13年度)

(単位:億円)



地方債発行対象事業に占める地方債発行割合



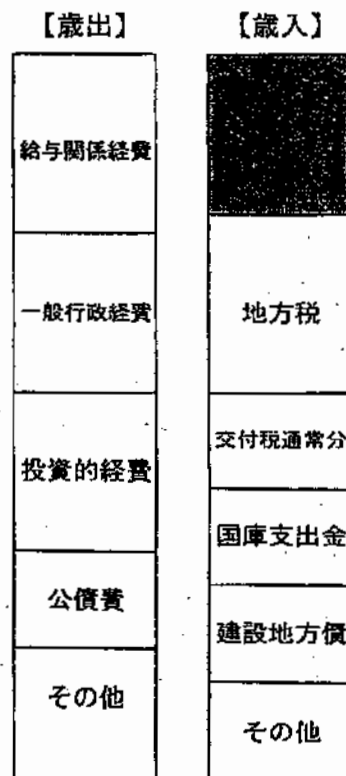
□ 地方債発行額 ■ 一般財源等

(注)・計数は地財計画ベース

- ・地方債発行対象: 地財計画における投資的経費(直轄・補助・単独)の地方負担額から道路特定財源を控除した額
- ・地方債発行額: 地財計画における地方債から減税補てん債及び臨時財政対策債を除いた額

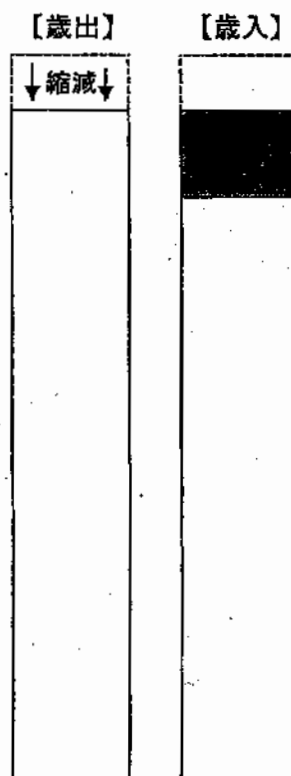
【現行】

「足りない分」（網掛け部分）の縮小が課題



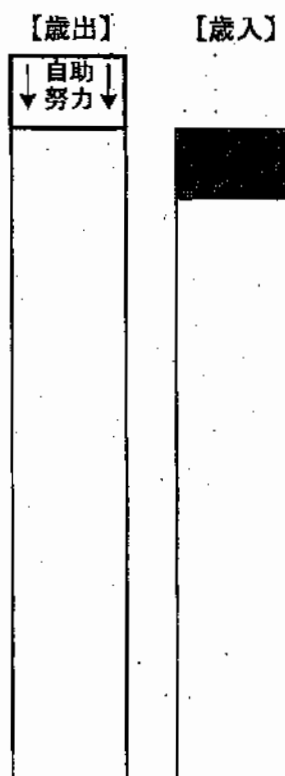
【改革案①】

歳出を精査して計上額を縮減



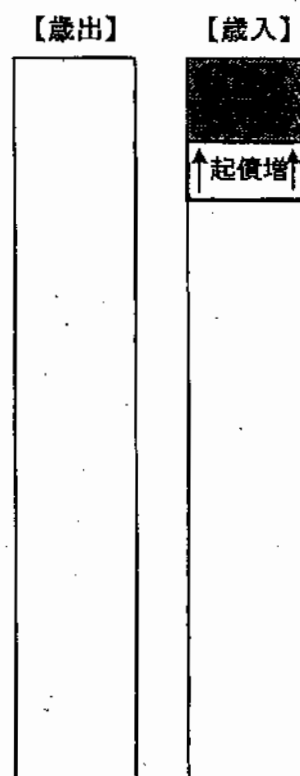
【改革案②】

歳出に行革等の自助努力による削減分を計上



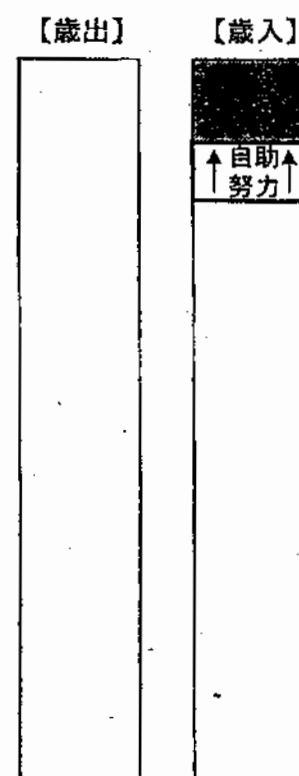
【改革案③】

歳入に起債分を増やす



【改革案④】

歳入に課税自主権の発揮等の自助努力による増加分を計上



※「起債増」に対応する将来の元利償還費は財源保障の対象外

地方財政計画において歳入歳出に係る自助努力を考慮

